

第3章 本證寺境内の概要

第1節 史跡等の概要

(1) 史跡指定

名 称：本證寺境内

種 別：史跡

指定年月日：平成27年(2015)3月10日 告示番号平成27年文部科学省告示第38号

所在地：愛知県安城市野寺町野寺

指定地番：19番1、19番2、19番4、20番、21番、22番3、23番、24番、25番、26番、27番、30番1、33番、34番、35番、36番、59番1、59番3、64番1、72番6、74番1、76番1、77番1、77番2、90番、141番1、156番、198番、199番、200番、201番、202番、203番、205番、209番

(愛知県安城市野寺町野寺26番と同34番と同35番と同36番と同199番と同202番に囲まれた水路敷を含む。)

表 3-1 史跡「本證寺境内」指定地一覧

地番	地目	地積公簿 (㎡)	所有者	地番	地目	地積公簿 (㎡)	所有者
19番1	畑	1,615.00	安城市	64番1	田	447.00	個人
19番2	宅地	330.00	安城市	72番6	宅地	41.52	野寺町地縁団体
19番4	畑	562.00	安城市	74番1	宅地	190.30	野寺町地縁団体
20番	墓地	1,001.00	本證寺	76番1	畑	163.00	個人
21番	山林	1,804.00	本證寺	77番1	宅地	62.77	安城市
22番3	畑	1,809.00	個人	77番2	宅地	55.18	安城市
23番	宅地	1,082.58	個人	90番	雑種地	145.00	本證寺
24番	宅地	348.27	個人	141番1	原野	376.00	野寺町地縁団体
25番	宅地	294.15	安城市	156番	公衆用道路	126.00	安城市
26番	境内地	15,716.00	本證寺	198番	山林	448.00	安城市
27番	境内地	435.00	本證寺	199番	山林	1,088.00	安城市
30番1	田	25.00	安城市	200番	田	1,153.00	安城市
33番	宅地	1,310.76	安城市	201番	田	1,347.00	安城市
34番	田	819.00	安城市	202番	田	977.00	安城市
35番	田	160.00	安城市	203番	田	1,513.00	安城市
36番	宅地	1,038.00	安城市	205番	公衆用道路	205.00	安城市
59番1	宅地	217.68	個人	209番	用悪水路	48.00	安城市
59番3	宅地	292.28	個人	無番地	用悪水路	209.00	安城市

面積：37,454.49㎡

解説文：本證寺境内は、三河一向一揆(永禄6年(1563)から同7年)にあたり、家康と敵対した中心寺院のひとつである本證寺の境内地である。本證寺は鎌倉時代後期の創建とされ、一揆収束後は、家康による改宗強制を拒否したことにより、主要堂宇は破却され、僧侶たちは国外退去となったと伝えられる。天正13年(1585)の赦免後、慶長9年(1604)の本願寺の東西分派の際には、東本願寺方につき、中本山の位置づけを与えられ、三河国の触頭としての役割も担った。
本證寺境内は、本堂と庫裏を囲む内堀と、東西約320m、南北約310mの規模の外堀からなる二重の構造を成すことが、安城市教育委員会による発掘調査や地籍図等の分析から明らかとされている。堀は土塁を伴い、戦国期(16世紀前半)に遡るものである。

本證寺境内は、徳川家康が三河を統一する画期となった三河一向一揆に関わる寺院境内地として重要であるとともに、浄土真宗寺院の伽藍の在り方をはじめ、我が国の仏教信仰の在り方を知る上で重要である。

管理団体：安城市

告示：平成28年2月3日 文化庁告示第2号

詳細解説：本證寺境内は、三河一向一揆の中心寺院のひとつであった本證寺の境内地である。

本證寺は鎌倉時代後期の創建とされ、15世紀後半に^{ねんによ}蓮如の布教によって本願寺教団に本格参入をみた^{じょうぐうじ}上宮寺・^{しょうまんじ}勝鬘寺(いずれも岡崎市)とともに三河三か寺と呼ばれ、三河一向一揆(永禄6年(1563)から同7年)において、徳川家康と敵対した寺院のひとつである。一揆収束後は、家康による改宗強制を拒否したことにより、主要堂宇は破却され、僧侶たちは国外退去処分となった。その後、天正13年(1585)に三河還住が許されて「寺内」領域の特権が限定的に認可、慶長6年(1601)に寺領の範囲の確認と安堵がなされ(本證寺所蔵「伊奈忠次絵図証文」)、同9年の検地では69石余が本證寺領として認められた。同9年の本願寺の東西分派の際には、三河三か寺は東本願寺方につき、^{ちゅうほんざん}中本山の位置付けを与えられた。江戸時代を通じて本山と末寺を繋ぐとともに、領主からの命令を配下の寺院に伝達し、逆に配下寺院からの訴願を寺社奉行に取り次ぐ三河国の^{ふれがしら}触頭としての役割も担い、幕末には200余の末寺を有する大寺となった。寛政年間(1789-1801)に作成された絵図(本證寺所蔵「本證寺伽藍絵図」)には二重に廻らされた堀と、その内堀のなかに多くの建造物が描かれ、内堀と東側の外堀との間には「百姓家」が展開することが表現されている。「百姓家」は、天正13年に諸役を免除された「家来卅間」の屋敷地を継承するものと考えられる。明治の本末制度の解体等を経つつも、多くの寺宝や、東向きに建つ本堂(県指定文化財)のほか、鼓楼、鐘楼、経蔵(以上、市指定文化財)など、江戸時代の建物が残されている。

外堀は東側と北側が2か所が池と窪地として痕跡を確認できるのみであり、本堂と庫裏とをそれぞれ囲む内堀は、前者は現在も水堀として残り、後者は東から北にかけては空堀となり、西側は埋め立てられている。また、堀に伴う土塁は、現境内北側の墓地周辺等に外堀と内堀に伴うものが遺存するのみであるが、こうした堀と土塁を伴う伽藍の配置は特異なものであり、「城郭伽藍」の名称で注目されてきた。

安城市教育委員会による発掘調査と地籍図等からの境内地の復元により、境内地は東西約320m、南北約310mの外堀によって囲まれていることが明らかとなった。また、外堀の断面形態にはV字形のものと、その上部に掘削された幅広い緩傾斜のもの二つがあり、出土遺物等から前者は戦国期(16世紀前半)、後者は江戸時代後期(18世紀後半から19世紀前半)のものであることが明らかとされている。区画内部からは江戸期の遺構のほか、戦国時代に遡る土坑などが検出されている。外堀で囲まれた範囲は字「野寺」の範囲にほぼ一致する。天正14年(1586)の「石川家成書状」(本證寺所蔵)にみえる「堀廻」が外堀をさしている可能性は高く、「野寺」以前は「地内(寺内)」と呼ばれていたことを勘案すると、「伊奈忠次絵図証文」にみえる「寺内築地之内」の中核を成す範囲にあたり、本堂高欄の寛文3年(1663)

銘の擬宝珠にみる「寺内之者共」の「寺内」など、外堀内部の宅地部分を含んで「寺内」が成立していたことが明らかである。

このように本證寺境内は主要伽藍を囲む内堀と「百姓家」を含む外堀で囲まれた範囲の二重の構造をなしている。本證寺境内は、徳川家康による三河の統一戦にあたり対立した三河一向一揆に関わる寺院境内地として重要であるとともに、浄土真宗寺院の伽藍の在り方をはじめ、我が国の仏教信仰の在り方を知る上で重要であることから、史跡に指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁「国指定文化財等データベース」より) ※一部編集

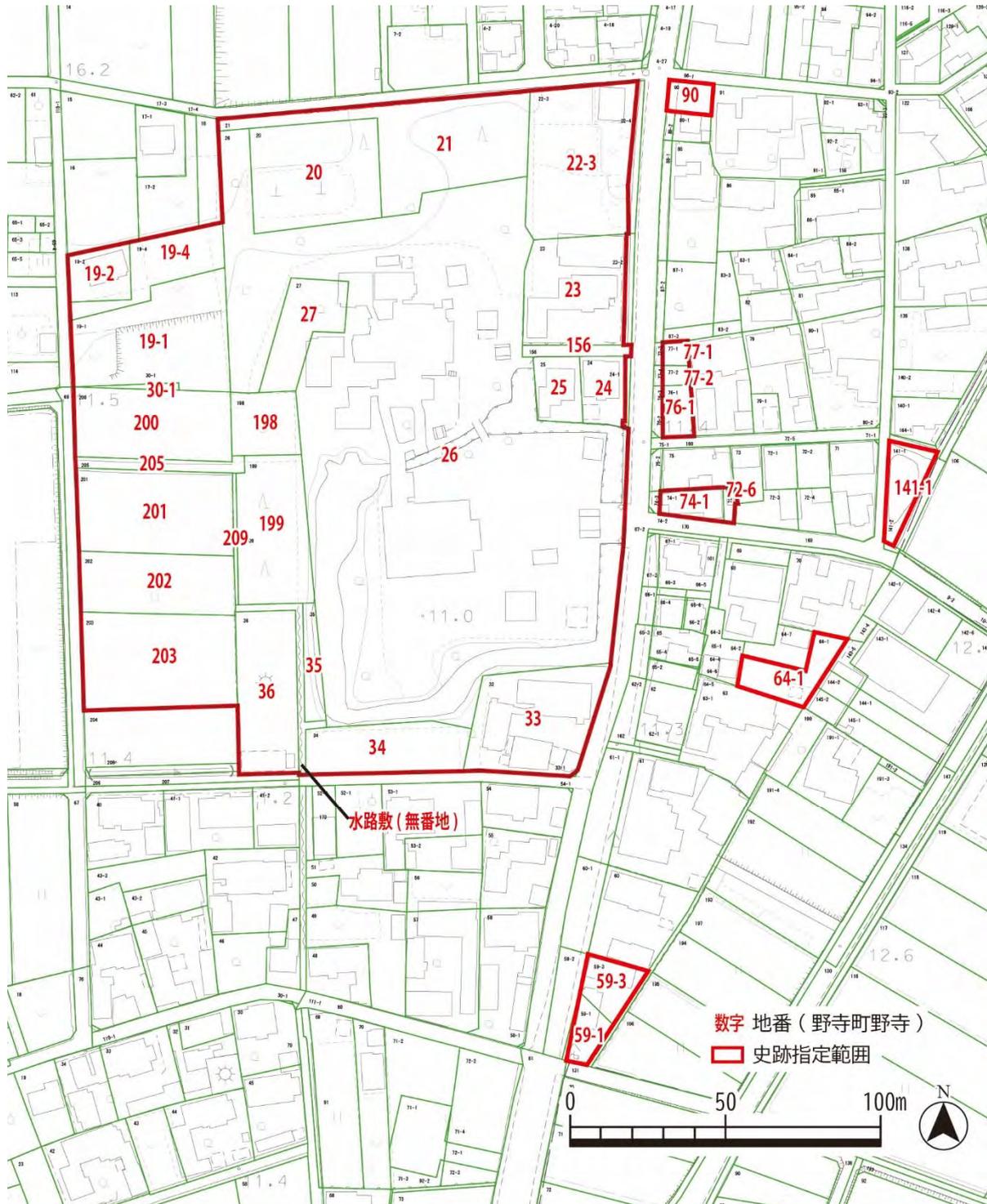


図 3-1 史跡「本證寺境内」指定範囲図

(2) 文化財指定

計画地である本證寺境内の中核である本證寺は、現境内一円が史跡に指定されているのをはじめとして、多くの指定文化財を有している。史跡1件(国)、天然記念物1件(県)、建造物2件(県1件、市1件)、美術工芸品29件(国2件、県3件、市24件)を数えるが、このうち動産類のほとんどは、保存上及び防犯上から安城市歴史博物館に寄託されている。

表 3-2 本證寺の指定文化財

区分	種別	No.	名 称	員数	所在町	指定年月日
国	絵画	1	絹本著色 善光寺如来絵伝	四幅	(歴史博物館)	大正7年4月8日
		2	絹本著色 聖徳太子絵伝	十幅	(歴史博物館)	大正7年4月8日
	史跡	7	本證寺境内		野寺町	平成27年3月10日
県	絵画	1	絹本著色 法然上人絵伝	三幅付断片	(歴史博物館)	昭和47年5月31日
	彫刻	4	木造 慶円上人坐像一軀 附台座天板一面	一軀	(歴史博物館)	平成13年8月24日
	工芸品	5	垣薦文組椀	四口	(歴史博物館)	昭和33年6月21日
	建造物	7	本證寺本堂	一棟	野寺町	昭和49年4月10日
	天然記念物	11	本證寺のイブキ	一樹	野寺町	昭和53年1月17日
市	絵画	5	絹本著色 聖徳太子像	一幅	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		16	絹本著色 方便法身尊像	一幅	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		29	絹本著色 親鸞聖人像	一幅	(歴史博物館)	平成10年2月27日
	彫刻	40	木造 聖徳太子立像	一軀	(東京国立博物館)	昭和49年2月13日
		42	木造 阿弥陀如来立像	一軀	(歴史博物館)	平成4年11月3日
	工芸品	52	孔雀文磬	一面	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		54	鴛香炉	一合	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		55	三葉葵紋象牙香箱	一合	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		56	栗紋様香合	一合	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		57	短刀 銘 来国光	一口	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
	書跡	62	紙本墨書 六字名号	一幅	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		67	紙本墨書 第十八願文・願成就文	二幅	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		72	紙本墨書 十字名号	一幅	(歴史博物館)	平成10年2月27日
	典籍	78	御伝鈔	二帖	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		79	教行信証	二帖	(歴史博物館)	昭和49年2月13日
		81	紙本墨書 皇太子聖徳奉讃	一幅	(歴史博物館)	平成10年2月27日
		82	紙本墨書 五帖御文	五冊	(歴史博物館)	平成10年2月27日
		83	紙本墨書 五帖御文	四冊	(歴史博物館)	平成10年2月27日
	古文書	87	野寺村検地帳	三冊	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		90	野寺絵図	一幅	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		102	家康黒印免許状	一通	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		103	教如上人書状	一幅	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
		104	本證寺門徒連判状	一卷	(歴史博物館)	昭和40年11月3日
106		伝源頼朝安堵状	一幅	(歴史博物館)	昭和40年11月3日	
建造物	131	本證寺伽藍 鼓楼・鐘楼・経蔵・裏門	四棟	野寺町	平成17年11月3日	



善光寺如来絵伝 第2幅 (国指定)



聖徳太子絵伝 第6幅 (国指定)



法然上人絵伝 第5幅 (県指定)



垣葛文組碗 (県指定)



聖徳太子立像 (孝養像) (市指定)



阿弥陀如来立像 (市指定)

(3) 指定等歴史的建造物

本證寺境内に現存する歴史的建造物には、県指定文化財の「本證寺本堂」、市指定文化財の「本證寺伽藍 鼓楼・鐘楼・経蔵・裏門」、未指定の庫裏がある。これら堂宇は、永禄6年(1563)の三河一向一揆後の破却、宗門の禁制が解かれた後の、17世紀後半から19世紀前半に再興されたもので、三河を代表する大寺にふさわしい寺観を構成している。再建されたこれらの建造物が群として残っており、近世真宗寺院における伽藍が現在も良好に保たれている。平成27年(2015)に史跡指定された本證寺境内の本質的価値を構成する要素となっている。

表 3-3 本證寺の伽藍建造物(歴史的建造物)

名称[指定]	建築年/構造・形式	特徴・価値等
本堂 [愛知県 指定文化財]	◆寛文3年(1663)頃完成 桁行九間梁間十一間、一重、入母屋造、本瓦葺、一間向拝付	県内でも最古級の様式を有する真宗本堂で、規模も大きく、古式をよく留めており、真宗本堂の発展過程を知る上で重要な遺構である。また、周辺の真宗寺院本堂に大きな影響を与えたと考えられ、一般末寺の本堂の手本とされたことが推察される。
鼓楼 [安城市 指定文化財]	◆宝暦10年(1760)建立 ◆安政4年(1857)大修理 一階桁行四間梁間四間、入母屋造、本瓦葺、二階建楼閣建築	太鼓を打って周囲に時を知らせる施設で、真宗寺院を象徴する建築でもある。城郭の隅櫓を思わせるような外観は景観上も重要である。
鐘楼 [安城市 指定文化財]	◆元禄16年(1703)頃完成 桁行一間梁間一間、入母屋造、本瓦葺	脇柱を備える形式で、大寺に相応しい鐘楼といえる。彫刻も秀逸で、大工の技量も優れている。牛久保の岡田大工が関係したと推察されることでも注目される遺構である。
経蔵 [安城市 指定文化財]	◆文政8年(1823)建立 桁行・梁間実長三間、宝形造、棧瓦葺、外部漆喰塗籠土蔵造	経典を収納する蔵。内部に来迎柱・仏壇を構え、両側壁面に経壇を設ける類例が少ない形式である。
裏門 [安城市 指定文化財]	◆江戸時代前期 (17世紀後半頃) 一間薬医門、切妻造、本瓦葺	庫裏の前に建つ門で、主要伽藍の表門である大門と比べると簡素であるが、大寺に相応しい規模を有し、風格を備えた薬医門である。
庫裏	◆文政13年(1830)建立 (東書院(移築)部分は天明6年(1786)) 桁行七間梁間七間半、南・北・東に下屋庇付、正面入母屋造、背面切妻造、棧瓦葺	炊事場及び台所である勝手と寺務を司る室、さらに住持の方丈や賓客を遇する客殿を全て合わせもつ建築であり、最も発展した真宗庫裏の形式を示している。土間と広間には巨大な柱と梁を用いた力強い梁組を見せており、これだけの規模と質を備える庫裏は稀少な存在である。

安城市教育委員会『安城市文化財調査報告書 第6集 安城の寺院建築』2016より 一部編集



本堂



本堂内部



鼓楼



鐘楼



経蔵



裏門



庫裏



庫裏表玄関架構見上げ

(4) 土地所有・管理状況

① 所有状況と公有化の経過

史跡本證寺境内の指定地37,454.49㎡のうち約50%が史跡の中央部にある本證寺所有地であり、ほぼ江戸時代以来の境内を引き継いでいる。その他の史跡指定地は、本證寺の西側が主に農地として利用されている以外は、江戸時代以来の寺内の宅地や農地等に利用されている民有地が大半である。安城市では史跡本證寺境内の保存と活用を図るために、平成27年度から令和4年度にかけて本證寺の南側から西側にかけての農地等を公有化し、本證寺との一体的活用を目指している。なお、史跡内には従前からの市有地(公衆用道路、防火水槽用地)や地域の共有地(野寺町地縁団体)がある。

この他、史跡外の計画地内には、史跡の公開活用のための施設用地として公有化した地(野寺204番地)がある。

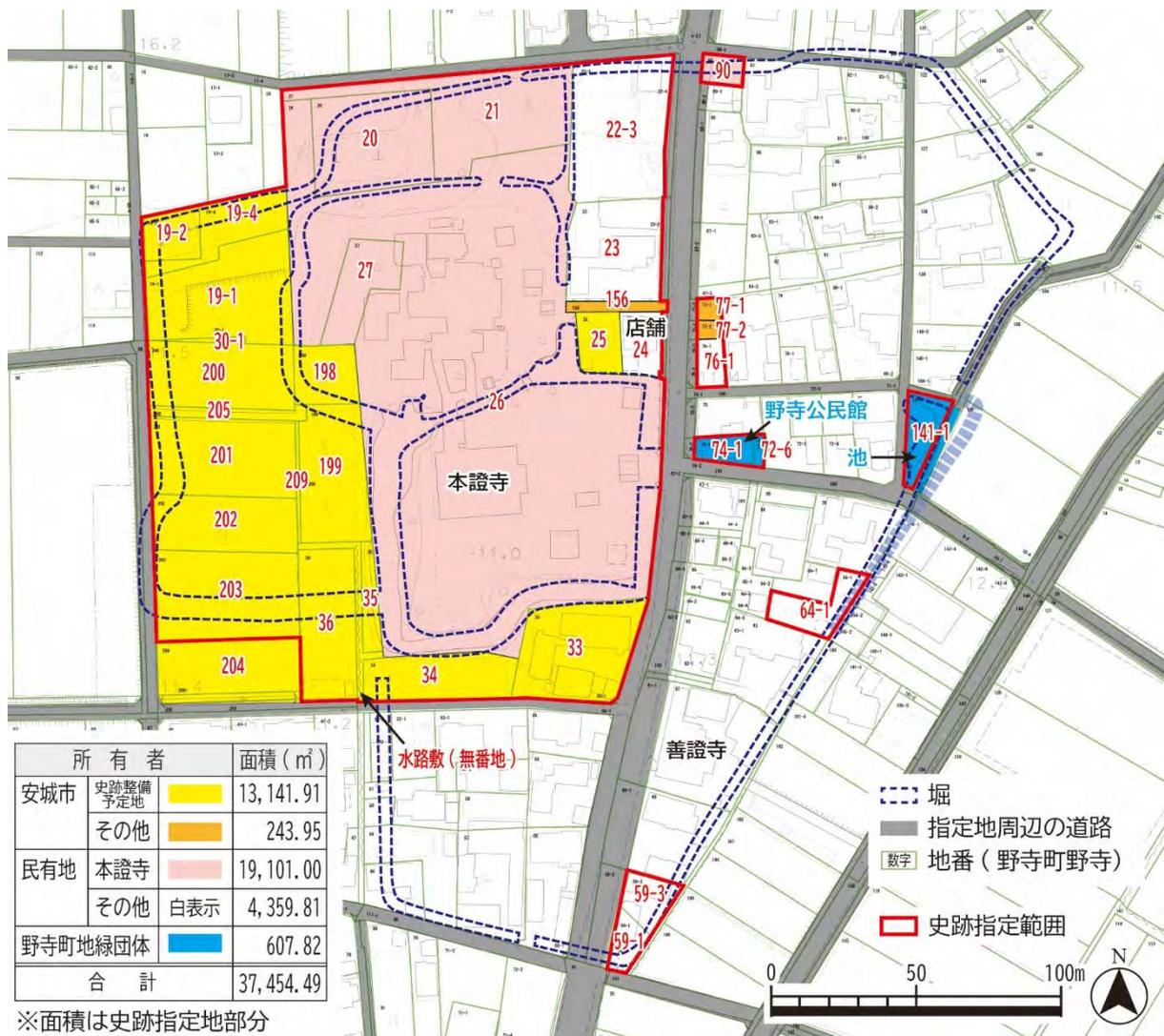


図 3-2 土地所有状況図

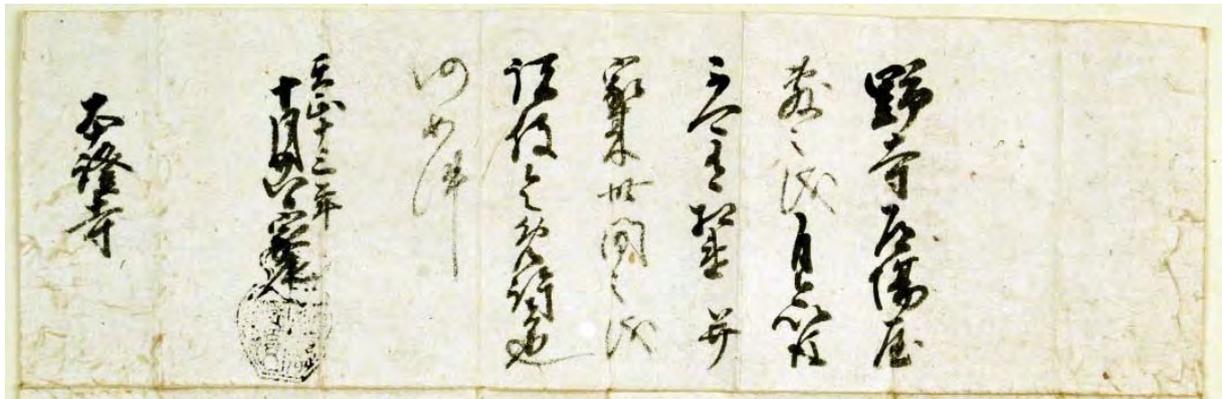
② 管理状況

史跡指定地の管理は基本的には所有者が行っている。

本證寺西側の安城市が公有化した旧農地等の空地部分は、安城市が草刈りを年4回実施している。本證寺の現境内は本證寺が管理しており、堀等が無い隣地との境界には柵等を設置して所有・管理範囲を示している。

家康の叔母妙春尼(石川家成母)の尽力もあり、一揆発生20年後の天正11年(1583)には、まず三河本願寺門徒集団が赦免され、続いて同13年(1585)には、本證寺をはじめとした三河七か寺の僧侶たちの還住が認められた。同年の「徳川家康黒印状」(市指定文化財)では、本證寺は道場と屋敷の安堵、「家来卅間(軒)」(家来=外堀に囲まれた「寺内」の住人)の諸役免除が認められている。

これ以後、伽藍の再建も順次進み、本堂(県指定文化財)再建も、寛文3年(1663)に完成した。



徳川家康黒印状 (市指定文化財)

江戸時代の本證寺は、東本願寺を本山とする教団組織体制の中で、本山と末寺を結ぶ中本山として位置付けられた。また、触頭として領主の上意を触下寺院に下達するとともに、諸願届を各寺院から上達する中間機関としての役割を担った。江戸時代中期になると、複数の大名家と関係を築き、宝暦年間(1751~1764)には、水口藩加藤家から宮殿の寄進を受け、また鼓楼を建立するなど、格式を上げ、それにふさわしい寺容を整えていった。また、本山への末寺や門徒の願書に、中本山が添書を付けて取り次ぐ形式が取られたが、その際の「取次料」は、寛政年間(1789~1801)以降本證寺の大きな収入源となった。

こうしたなか、本證寺は数多くの末寺を有しており、慶応年間(1865~1868)には、三河国を含め、尾張、美濃、伊勢、遠江、丹波、駿河、信濃、越前の9か国と江戸に200以上の末寺、触下等を有していた。これは、他の三河三か寺である上宮寺や勝鬘寺と比べても著しく多い。

幕末から明治初期には、本證寺ら三河三か寺の末寺に対する影響力の揺らぐ事態が頻発し、徳川幕府支配の解体に伴い触頭制度は廃止、本願寺教団の組織変革の中で本末制度も廃止されたため、末寺との関係が公的には無くなり、勢力の縮小を見ることになった。

(2) 本證寺の「寺内」と伝統行事

本證寺の「寺内」の範囲については、天正14年(1586)の「石川家成書状」に「堀廻之儀」とあることから、外堀に囲まれた範囲を指すものと考えられる。

三河一向一揆前後の「寺内」について、文書資料による記述はないが、発掘調査からは、当時は区画溝を伴った生活空間が広がっていたことが明らかになっている。

一向一揆後の追放処分が解かれた天正13年(1585)には「道場屋敷」と「家来卅間」の諸役免除が認められている。この「家来卅間」は「寺内」に居住したと考えられ、寛文3年(1663)頃に完成した本堂の擬宝珠には、彼らが「寺内之者共」として再建費用の一部を寄進した旨が記されている。

「明治17年地籍字分全図」では、外堀に囲まれた範囲には、寛政年間(1789～1801)の「本證寺伽藍絵図」に描かれた、「家老」、「代官」、「侍」の屋敷地を含めて30余りの宅地及び寺中4か寺の敷地があるが、外堀外に設けられた宅地は2か所に過ぎず、集落の大半は外堀内の寺内に限定されていた。明治13年(1880)の『野寺村誌』によれば、現在の小字名「野寺」は、以前「地内」つまり「寺内」と呼んでいたことが記されている。これらのことから、明治期までは、環住後の「寺内」がおおむね引き継がれてきたと考えられる。

近年、外部から寺内及びその周辺への転入者が増加しているものの、外堀の内側に居住するという寺内の景観は、天正13年(1585)以降、現在まで続いているといえる。

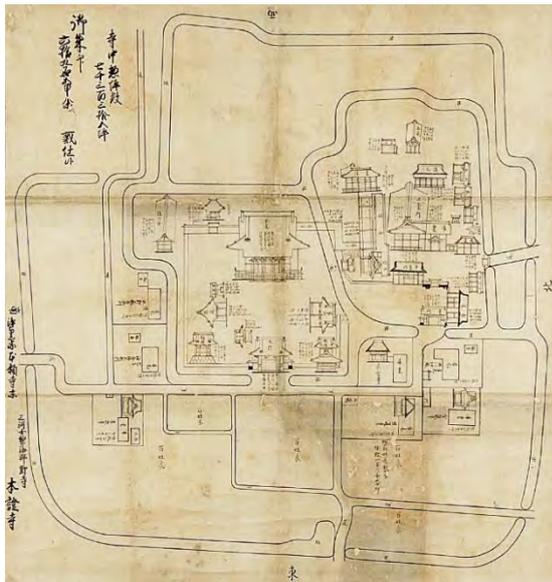


図3-4 本證寺伽藍絵図(寛政年間)

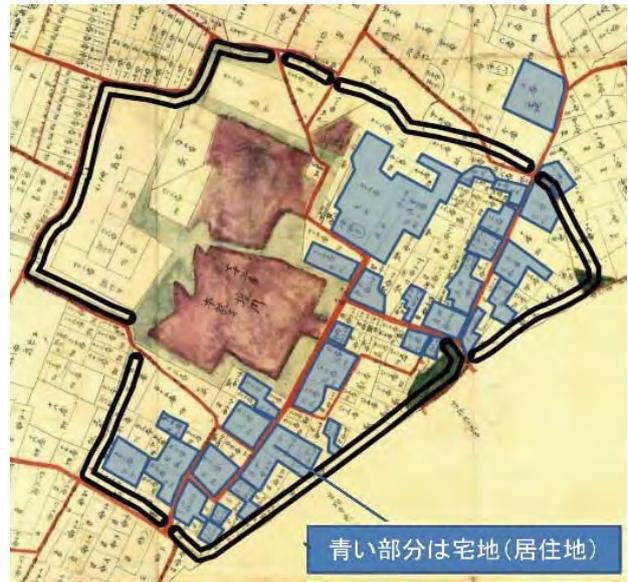


図3-5 明治17年地籍字分全図(部分)(外堀と宅地を着色)

本證寺を特徴づける行事に「おきょうえんさん」がある。これは、開基である慶円の命日である旧暦1月13日に営まれる法会で、本證寺文書の『御台所年中行事』の記述から、少なくとも嘉永3年(1850)の段階までは遡ることができる。正信偈の難行などの法要が終了した後、参拝者に独特な形のイナイモチが配られ、慶円上人坐像(県指定文化財)に供えられた米2升の御仏飯(おそなえのご飯)を取り分けて持ち帰る。この御仏飯を家族で食べると健康に恵まれるという。昭和18年(1943)発刊の『桜井村誌』によれば、「賽者遠近より来つて群を為し、山内に溢るゝ程の盛観を呈して祭礼に類するものであった」と記述される。

この行事が注目されるのは、本證寺との寺檀関係に関わりなく、寺内の人々(現在は、野寺町内の住民)によって支えられていることである。『御台所年中行事』にも、「地(寺)内」から、イナイモチと「大仏供」(御仏飯のことか)が供えられたと記されている。つまり、本證寺「寺内」に居住した人たちは、開基とのつながりを核にした真宗文化を共有することで、その連帯意識を今日まで維持してきたのである。



イナイモチ

表 3-4 堀・土塁及び建造物関連年表

	和暦	西暦	事項	建造物															
				外堀	内堀	土塁	本堂	大門	裏門	庫裏	玄関・書院等	鼓樓	鐘樓	経蔵	手水屋				
1300	弘安 元頃	1278頃	慶円生まれる																
	13世紀末頃 (~14世紀前半)		慶円が本證寺を創建 この間堂舎出来る																
	貞和 3頃	1347頃	慶円没する																
1400	文明 8	1476	蓮如、本證寺第6代光存に方便法身尊像を下付																
1500	16世紀前半から中葉		外堀を掘削か																
	永祿 5	1562	蓮如の曾孫空雲が本證寺第10代となる (本證寺院家)																
	6	1563	三河一向一揆起こる																
	7	1564	一揆鎮圧される 主要な堂宇は破壊されたという																
	天正 13	1585	本證寺等再興が許可される																
1600	慶長 6	1601	野寺村の大部分が本證寺領となる (「伊奈忠次絵図証文」)																
	慶長年間 寛永頃	1596-1615	本堂の再建に着手																
	寛永 3	1663	庫裏が建立されたか																
	寛文 3	1663	本堂完成																
1700	17世紀後半頃		裏門が建立される																
	元禄 16	1703	鐘樓が建立される																
	宝永 元	1704	大門が建立される																
	宝暦 9	1759	本尊須弥壇・宮殿の新調 本堂柱上部の組み物新調																
	10	1760	鼓樓が建立される																
1800	寛政 2	1790	この頃本證寺伽藍絵図が制作される																
	寛政年間	1789-1801	本堂屋根修理																
	享和 3	1803	二十四歳順拝図会刊行																
	文政 6	1823	経蔵が建立																
			常夜灯が建立																
		13	1830	庫裏再建															
	天保 6	1835	本堂前天水受製作																
	弘化 4	1847	本堂向拝修理																
	安政 元	1854	安政東海地震で寺内建物被害																
			4	1857	鼓樓修理														
安政年間	1855-1860	本堂屋根修理																	
慶応 元	1865	鼓樓の太鼓を新調																	
		2	1866	半鐘を製作															
1900	明治 19	1886	内務省より本堂・鐘樓・書院の保存 資金百円が下賜																
	24	1891	濃尾地震により本證寺廊下・長屋・物置・庫裏下屋 が倒壊、書院・座敷・玄関が半壊																
	32	1899	本堂修理のための寄付金 「三河三ヶ寺野寺本證寺全図」																
	34	1901	庫裏下屋を増築																
	35	1902	本堂屋根の修理																
	37	1904	本堂修理																
大正 4	1915	茶所を浄妙寺(岡崎市)に移築																	
		7	1918	水屋手水鉢を製作															
昭和 20	1945	三河地震により書院・広間・玄関・西座敷・水屋・ 蔵2棟。渡り廊下が倒壊、鼓樓などに被害																	
		20年代	鼓樓修理																
		26	1951	書院を再建															
		28	1953	広間を再建															
		34	1959	境内が県指定史跡となる															
		36	1961	親鸞聖人七百回忌															
		43	1968	玄関再建、水屋の古材を一部利用する西座敷再建 (桜井町役場礼法室移築)															
		47-49		1972-1974	県道格上げに伴う道路拡幅で内堀の一部が埋め立てられる														
		49	1974	本堂が県指定文化財となる															
		53	1978	イブキが県指定天然記念物に指定															
		57	1982	裏門修理															
		58	1983	経蔵修理															
		61	1986	大門修理(ほぼ新築)															
平成 9	1997	本堂半解体修理(H6~)																	
		17	2005	鼓樓・経蔵・鐘樓・裏門が「本證寺伽藍」として市 指定文化財となる															
		19	2007	鼓樓解体修理															
		21	2009	鐘樓解体修理															
		27	2015	国史跡指定															

- 一向一揆関連
- 寺内形成、伽藍整備関連 現在の形に近いもの
- 絵図関連 絵図で確認できるもの
- 修理関連

<古絵図>

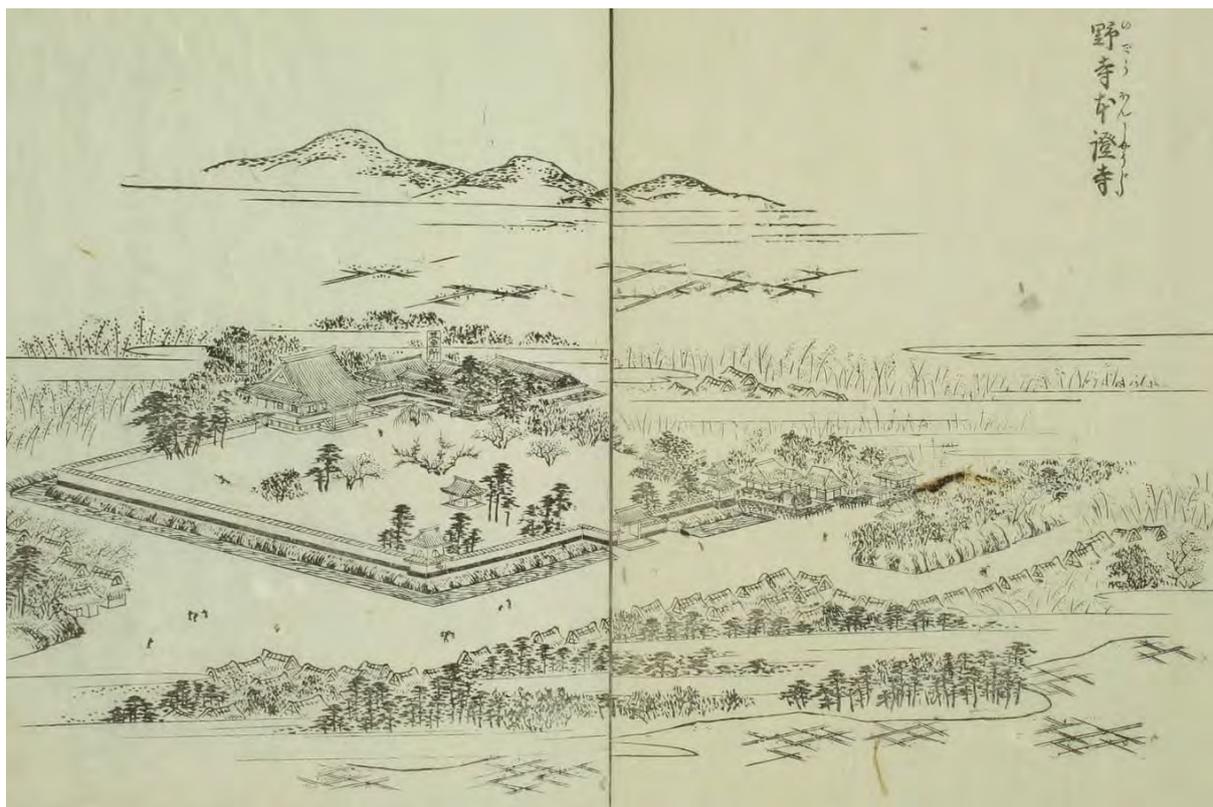
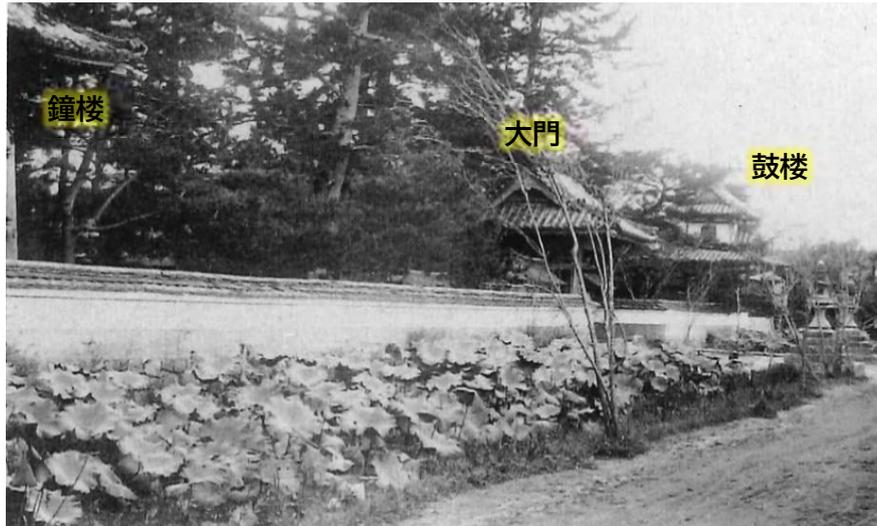


図 3-6 「廿四輩巡拝図絵」 享和 3 年(1802)
大門は土橋に張出し、鐘楼は楼閣の隅檣状に描かれている。



図 3-7 「三河三ヶ寺野寺本證寺全図」 明治 32 年(1899)
鼓楼背後に茶所、内堀にハスが描かれている。庫裏玄関がある東下屋は描かれていない。

<古写真>



大門南側内堀 明治末年



大門及び鼓楼 昭和 20 年代



境内 昭和 40 年代 クロマツの境内林

第3節 本證寺境内の発掘等調査・整備状況

(1) 発掘調査の概要

① これまでの発掘調査の経過

平成9年度(1997)以降の本證寺境内(寺内及び隣接地)における本発掘調査は、令和3年度(2021)まで21次を数える。当初期の調査の多くは開発行為に対する記録保存調査であったが、平成20年度(2008)には本證寺境内の保存と活用を目的とした「本證寺境内地保存整備構想」が策定され、これに基づき、平成21年度(2009)からは国史跡指定を目的にした外堀範囲確認調査を実施している。また平成27年(2015)3月の国史跡指定後の第17次調査からは、史跡指定地のうち本證寺境内及び公有地において史跡整備に向けての調査を実施している。

これら調査によって改めて戦国期の堀等の遺構の分布や江戸時代後期の再整備の状況等が判明したもの、未解明のものなどが整理されてきている。

表3-5 本證寺境内(寺内及び隣接地)における発掘調査

※	種別	期間	調査地	面積	調査成果
第1次	発掘調査	平成11年(1999) 11月25日～ 12月5日	野寺町野寺26 (「隠宅」付近)	1調査区 91㎡	戦国期、江戸時代後期の遺構・遺物が確認された。18世紀後葉のものは、「隠宅」に関連するものと推測される。
第2次	発掘調査 (立会)	平成11年(1999) 12月9～26日	野寺町野寺 77-1、77-2 (「角寺・照護寺」 の一角)	1調査区 27㎡	戦国期の土坑、江戸時代前期の溝が確認された。
第3次	発掘調査	平成16年(2004) 12月14～16日	野寺町野寺123 (外堀北東)	1調査区 67㎡	遺構が少なく、寺内の外になると推測される。
第4次	範囲確認 調査 (土塁斜面 復旧に伴 う旧状確 認調査)	平成18年(2006) 3月14～31日	野寺町野寺26 (庫裏北側内堀と 土塁)	1調査区 7㎡	内土塁北側の下層に幕末の版築工法を確認した。
第5次	範囲確認 調査	平成21年(2009) 10月21日～ 12月18日	野寺町野寺 201～204、59-1・3 (西側外堀・南側 外堀の東隅部)	4調査区 計156㎡	外堀を確認。完掘している箇所では、おおむね下層が戦国期、上層が江戸時代後期に埋没したことが分かった。
第6次	範囲確認 調査	平成22年(2010) 7月7、30日～ 8月3日	野寺町大藪畔 56番地 (西外堀西肩付近)	2調査区 計40㎡	外堀は確認されず、すぐ東の道路下にあると推定される。
第7次	範囲確認 調査	平成23年(2011) 3月11～26日	野寺町野寺 19番地4(外堀)	3調査区 47.6㎡	外堀を確認。完掘したG区は堀上部が後世に大きく改変を受けることなく、上方までV字形を保っていた。
第8次	確認調査 (立会)	平成23年(2011) 6月28日～ 7月16日	野寺町野寺 60番地(外堀)	1調査区 72.89㎡	外堀を確認。下層は戦国期、上層は江戸時代後期に埋没したことが分かった。
第9次	発掘調査	平成23年(2011) 7月30日～ 8月17日	野寺町野寺 72番地4(寺内)	1調査区 64.04㎡	戦国期と江戸時代後期の区画溝等の遺構を確認。

※	種別	期間	調査地	面積	調査成果
第10次	発掘調査	平成23年(2011) 8月24日～ 9月10日	野寺町野寺 72番地2(寺内)	1調査区 59.11㎡	9次調査の溝と繋がる区画溝や 戦国期の鍛冶関連遺構を確認し た。
第11次	発掘調査	平成23年(2011) 9月14日～ 10月14日	野寺町野寺 72番地3(寺内)	1調査区 81.46㎡	9・10次調査の溝と繋がる区画溝 等の遺構を確認。
第12次	発掘調査 (立会)	平成23年(2011) 9月27日～ 10月4日	野寺町野寺 68番地(寺内)	1調査区 50.81㎡	8～11次調査区より遺構が少な く、寺内の中に居住地の濃淡が あったことが確認された。
第13次	発掘調査	平成23年(2011) 11月8日～ 12月10日	野寺町野寺 72番地1(寺内)	1調査区 75.81㎡	9～11次調査の溝と繋がる区画 溝や戦国期の鍛冶関連遺構を確 認した。
第14次	発掘調査	平成24年(2012) 3月6日～ 30日	野寺町野寺 91番地 (外堀・寺内)	1調査区 224.11㎡	外堀の南肩を確認した。その他の 遺構は幕末から近代であり、江戸 時代後期以前は、居住域のはずれ であったと推測される。
第15次	発掘調査	平成26年(2014) 1月21日～ 2月21日	野寺町野寺 184番地 (外堀北東角)	4調査区 計97.1㎡	外堀の北東角を確認した。下層は 戦国期、上層は江戸時代後期の埋 土であった。
第16次	発掘調査	平成27年(2015) 1月28日～ 3月11日	野寺町野寺 200番地他 (西側外堀・寺内)	20調査区 計157㎡	境内西側の寺内は遺構が少なく、 沼のような堆積が確認されたた め、絵図に何も書かれていないよ うに居住空間ではなかったこと が認められた。
第17次	発掘調査	平成30年(2018) 2月27日～ 3月30日	野寺町野寺 26番地他(内堀)	3調査区 68㎡	現状の本堂区画の内堀は戦国期 まで遡らず、江戸時代後期に整備 されたことが分かった。
第18次	発掘調査	平成30年(2018) 10月23日～ 11月30日	寺領町 104番地他(現存 東外堀の外側)	13調査区 215.5㎡	現存する東側外堀(池)の東側に 戦国期に埋没した外堀を確認し た。
第19次	発掘調査	令和元年(2019) 12月10日～ 令和2年(2020) 3月13日	野寺町野寺 36番地他 (内堀・外堀)	4調査区 154.49㎡	庫裏の北側に想定した外堀が確 認できなかった。削平されてしま った可能性がある。
第20次	発掘調査	令和2年(2020) 8月4日～ 令和3年(2021) 3月31日	野寺町野寺 26番地他 (内堀・外堀・内堀 内)	14調査区 452㎡	庫裏区画の内堀が深さ4mあり、 下層が戦国期の埋土であること が確認された。本堂区画の内堀の 石垣には裏込めがないことが確 認された。
第21次	発掘調査	令和3年(2021) 9月29日～ 令和4年(2022) 3月15日	野寺町野寺 26番地他 (内堀内・内堀・外 堀・寺内)	12調査区 758㎡	本堂区画の内堀に接続する外堀 は、現境内の下に延びていること が分かった。鐘楼の南側の内堀で 戦国期の落ち込みが確認された。

※第1次～7次調査：安城市教育委員会 2012 『安城市埋蔵文化財発掘調査報告書 第29集 本證寺境内地』
第8次～14次調査：安城市教育委員会 2014 『安城市埋蔵文化財発掘調査報告書 第33集 本證寺境内地Ⅱ』
第15次～18次調査：安城市教育委員会 2021 『安城市埋蔵文化財発掘調査報告書 第47集 史跡本證寺境内』
第19次～21次調査：安城市教育委員会 2023 『安城市埋蔵文化財発掘調査報告書 第50集 史跡本證寺境内Ⅱ』

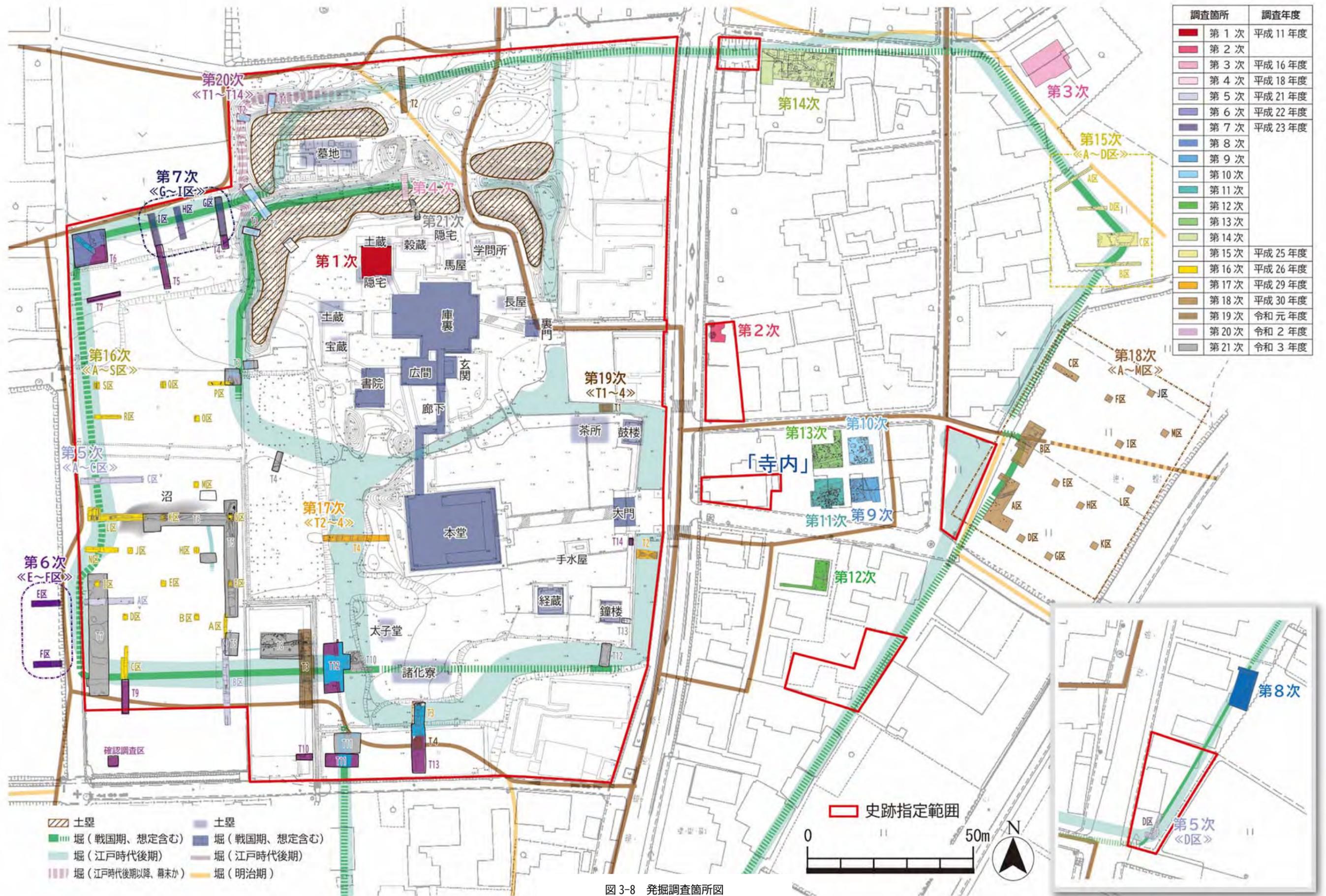


図3-8 発掘調査箇所図

② 主な遺構・遺物

ア) 堀

a. 外堀

◇掘削時期

外堀は、下層で戦国期(16世紀代)の遺物が出土することから、16世紀の初め頃には掘削されていた。第18次調査区を除く大部分で再掘削の痕跡が見られ、第15次調査区は数回掘削されている。最も新しい再掘削の埋土は江戸時代後期(18世紀中頃～19世紀中頃)の遺物で占められていることから、18世紀中頃に最後の再掘削が行われた。

◇位置

外堀の大部分は、戦国期と江戸時代とで同じ位置を巡るが、時期によって違う位置に堀が設けられている部分もある。寺内東側出入りに接する外堀は、戦国期には第18次調査区にあったが、江戸時代以降は現在池になっている指定地に設けられた。また、第21次T2の外堀(検出のみ)は墓地の下へ続いており、江戸時代後期以降(幕末か)、墓地*の造成時に第20次T1・2の外堀へと付け替えられた。

※明治12年(1879)の「碧海郡野寺村絵図面」には墓地の記載がある。

◇幅

戦国期の外堀は基本的に江戸時代以降に再掘削されているため、堀幅は推定にとどまる箇所が多いが、幅が広がる角を除くと、平均して3～5mである。したがって、江戸時代以降の幅が6m以上の場合、掘削を繰り返したり、意図的に幅をひろげたりすることにより、堀幅が広がったと推測される。第5次B区や第19次T3では、2倍近く拡張されている。

◇傾斜角度

外堀の傾斜角度は、堀の肩から底の傾斜変換点までを計測した。そのため、戦国期の堀の肩は推定で測ったものも含まれる。調査区を個々に見ていくと堀の角度にはバラつきが見られるものの、平均してみると戦国期では45°前後、江戸時代後期では30°前後である。

◇底部の幅と形状

底部の断面形状は、(1)底が鋭角のV字状、(2)緩やかに窪む皿状、(3)平坦の3通りに分類できる。

戦国期では、(1)に当てはまる外堀第15次調査区や内堀第20次T3のように人の足を置く幅がない場合もあれば、(3)に当てはまる第18次B区、第20次T6、第21次T10のように1m程度平坦な場合もある。

江戸時代後期には、掘削角度が緩くなることもあり、堀の法面と底部とをはっきり分けることが難しい(2)が多い。しかし、戦国期のような平坦な場所はほとんどない。

◇深さ

深さは、圃場整備により上方が削平された場所もあるため残存深自体にはあまり意味はない。戦国期と江戸時代後期とで深さを比べると、外堀は戦国期の方が0.7m程深い。

◇湧水

史跡地は北西が最も高く南へ傾斜する地形である。戦国期の堀底の標高は庫裏北西の第7次G区でおよそ10mあるが、本堂北西の第5次B区・第19次T3・第21次T10では8m以下となり、おおむね地形に沿って傾斜するものの、本堂南の寺内への出入口によって隔たれた外堀第20次T11・第21次T11は標高が8mを超え、高くなっている。また、南東の角第5次D区は9mを超える。

自然に水が溜まりやすい箇所は、必ずしも堀底の標高とは関係ない。第8次調査区は、堀底標高が8.45mで乾燥していた(7月調査)のに対し、そこから約40m南下した第5次D区は、9.01mであるのに水が湧き出していた(12月調査)。



第5次調査B区(北東から)



第7次調査G区(北東から)



第16次調査L区_外堀・沼(西から)



第20次調査T2(北から)

発掘調査で検出された遺構

[第18次調査：B区 サブトレンチ 南壁]

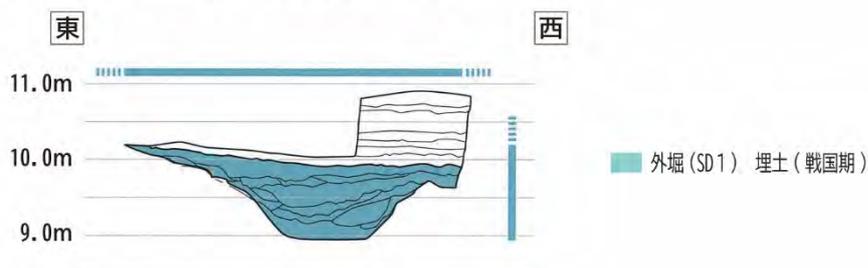
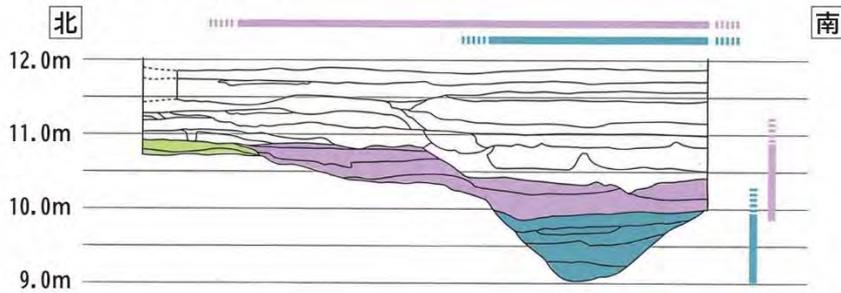


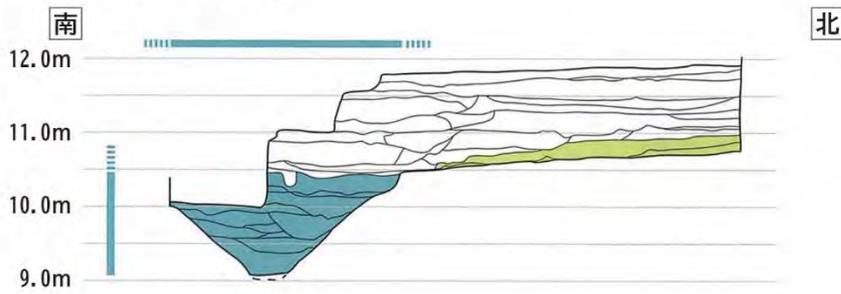
図3-9 江戸時代に再掘削されていない戦国期の外堀※

(以下 ※：『安城市埋蔵文化財調査報告書第47集 史跡本證寺境内』より編集)

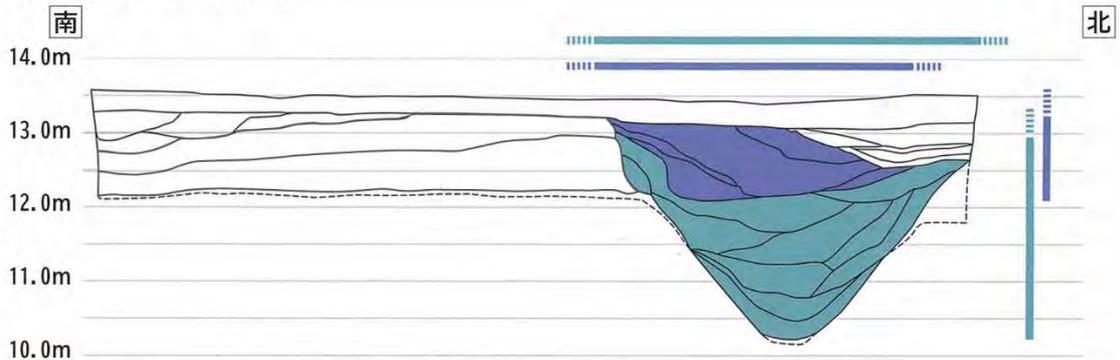
[第5次調査 : D区東壁]



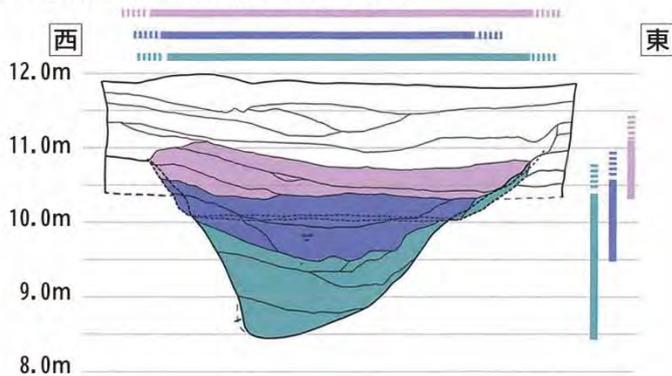
[第5次調査 : D区西壁]



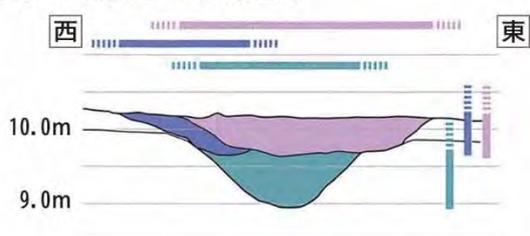
[第7次調査 : G区西壁]



[第8次調査 : 北区北壁 (見通し)]



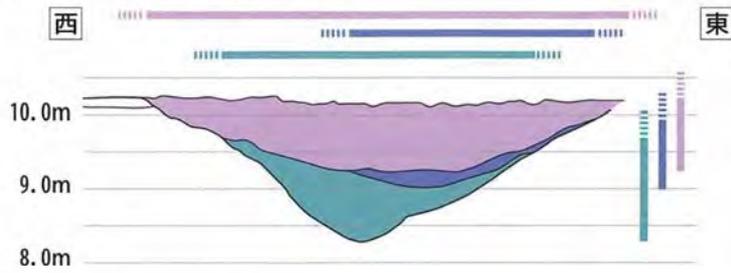
[第15次調査 : A区北壁]



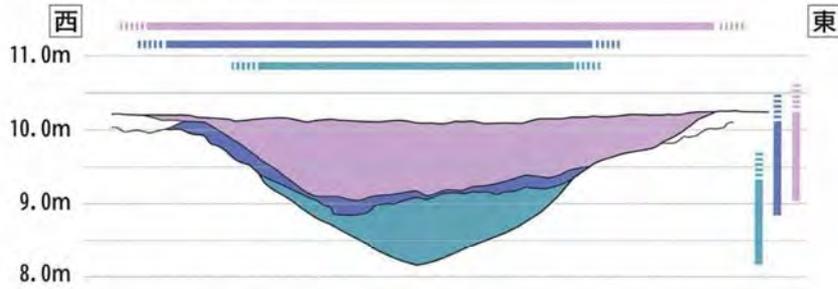
- 外堀 (SD1) 埋土 (戦国期)
- 外堀 (SD1) 埋土 (江戸時代)
- 外堀 (SD1) 埋土 (江戸時代後期以降)
- 旧表土 (江戸時代後期以前)

図 3-10 戦国期の外堀と江戸時代の再掘削の状況 1 ※

[第 15 次調査 : B 区北壁]



[第 15 次調査 : C 区北壁]



[第 15 次調査 : D 区北壁]

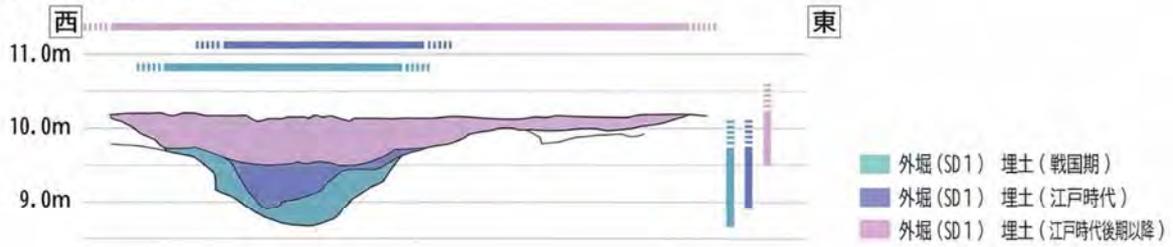
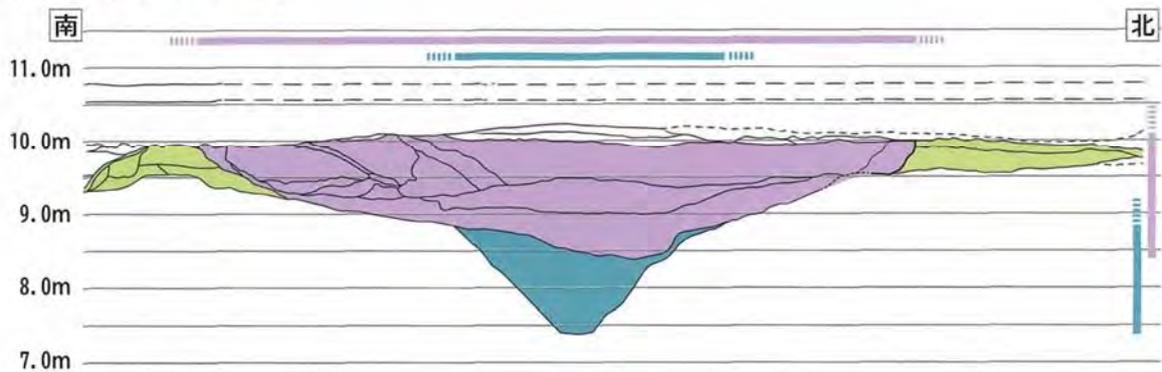


図 3-11 戦国期の外堀と江戸時代の再掘削の状況 2 ※

[第 5 次調査 : B 区西壁]



[第 16 次調査 : L 区南壁]

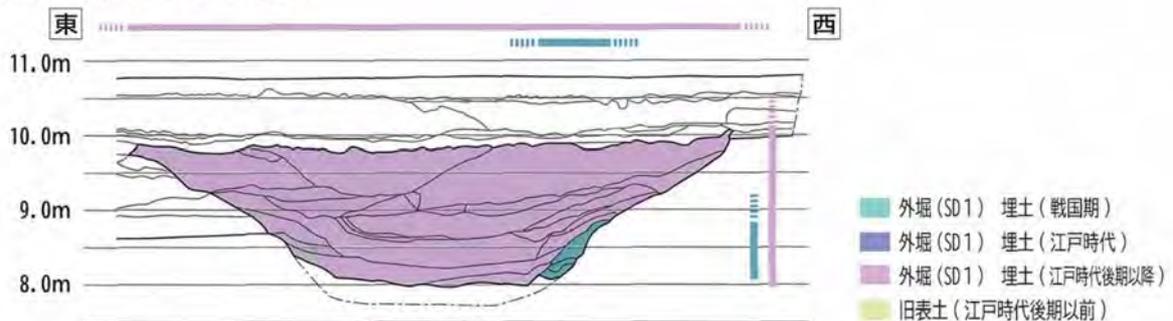


図 3-12 江戸時代に大幅に拡張された箇所 ※

b. 内堀

◇掘削時期

内堀は、庫裏区画を囲む内堀と本堂区画を囲む内堀とで異なる。庫裏区画を囲む内堀は、外堀同様、下層で戦国期の遺物が出土し、再掘削された上層は、江戸時代後期の遺物が出土する。本堂区画を囲む内堀は、鐘楼南側(第21次T12)で戦国期の掘り込みの一部が確認されたが、それ以外の場所では江戸時代後期の掘削しか確認できていない。本堂区画を囲む現在の内堀は、江戸時代後期に新たに設けられた堀である。

◇位置

庫裏区画を囲む内堀は、戦国期以降同じ位置にある。本堂区画を囲む内堀は、戦国期の堀を踏襲せず、新たに江戸時代後期に堀を設けている。

◇幅

庫裏を囲む内堀は、第21次T3で1.4倍ほどに拡張されているが戦国期と江戸時代後期とで大きな差はない。本堂区画を囲む内堀は7 m以上あり比較的広い。

◇傾斜角度

戦国期の内堀は比較できるほどのデータがない。外堀同様、調査区ごとに角度のバラつきが見られるものの、平均してみると江戸時代後期は30°前後で外堀と同じである。

◇底部の幅と形状

底部の幅は、肩幅に比例して広くなる。底部の幅や形状は、外堀と同様に、(1)底が鋭角のV字状、(2)緩やかに窪む皿状、(3)平坦の3通りある。ただし、傾斜角が緩いため、(2)と(3)の違いは小さい。庫裏区画の内堀は第20次T2・3のように(1)があるが、すぐ近くに(3)に当てはまる第20次T1がある。本堂区画の内堀は、(2)に当てはまる第17次T4、第21次T12や(3)に当てはまる第20次T13がある。

◇深さ

庫裏区画の内堀第20次T3は、圃場整備による削平を受けておらず、もっともよく原型を留めており、約4 mを測る。内堀は、戦国期と江戸時代後期とで比べられるほどデータがない。江戸時代後期の内堀と外堀を比べると、内堀の方が0.6 m深い。

◇湧水

明治期以降現在までは明治用水から本堂区画の内堀へ水を引き入れているが、それ以前は自然の流路等はなく、堀に水が溜まっていたとしても、それは雨水や周囲からの湧水であったと思われる。第20次T3は堀底標高が9.2 mで乾燥していた(3月調査)。そこから約40 m南下した第21次T3は堀底標高が8.8 mで、調査中には常時30~40 cm水が溜まる状況であり(11月調査)、堀埋土は底から約1 m程度は水性の堆積だった。堀の水の有無は、地下水の流れる道があるかどうかによって左右される。



第17次調査 T2(南東から)



第21次調査 T3 (南から)



第20次調査 T3(南から)



第21次調査 T12 西壁(東から)

[第4次調査：東壁]

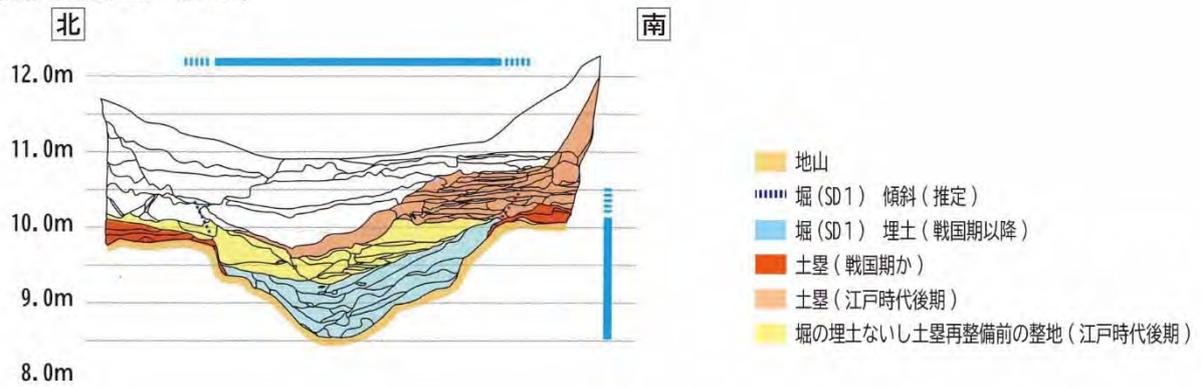


図 3-13 内堀土層堆積状況

[第17次調査：北壁]

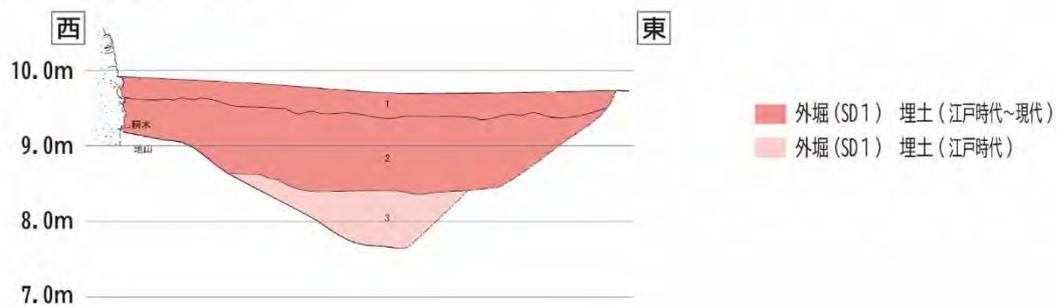


図 3-14 内堀土層堆積状況

表 3-6 これまで調査した堀の遺構計測データ

北から 調査区 調査次	内堀											外堀											備考
	戦国期					江戸時代後期					戦国期					江戸時代後期							
	幅(推定)(m)	底部幅(m)	残存深(m)	底部標高(m)	傾斜角(°) 内側 外側	幅(推定)(m)	底部幅(m)	残存深(m)	底部標高(m)	傾斜角(°) 内側 外側	幅(推定)(m)	底部幅(m)	残存深(m)	底部標高(m)	傾斜角(°) 内側 外側	幅(推定)(m)	底部幅(m)	残存深(m)	底部標高(m)	傾斜角(°) 内側 外側			
19 2																3.5	—	1.0	11.5	—	—		
20 1																—	—	—	—	—	—		
20 2																—	—	—	—	—	—		
21 2	庫裏															—	—	—	—	—	—		
7 H																—	—	—	—	—	—		
7 I																—	—	—	—	—	—		
7 G																(5.3)	0.4	2.8	10.2	50.0	53.5		
20 6																(8.49)	1.1	3.4	9.6	42.5	45.0		
15 A																(2.8)	0.2	1.3	9.0	48.0	48.0		
15 D																(3.3)	0.0	1.5	8.7	50.0	41.5		
15 C																4.6	0.0	2.1	8.0	37.0	33.5		
15 B																—	0.0	1.9	8.3	41.5	36.0		
4	庫裏															3.8	0.4	1.6	8.5	36.5	40.0		
20 3	庫裏	(4.2)	0.0	4.0	8.4	53.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	3.2	9.2	37.0	27.0		
21 3	庫裏	(5.0)	—	1.9	8.1	—	38.0	7.0	8.8	—	27.0	—	—	—	—	—	—	1.3	8.8	—	—		
19 1	本堂															—	—	—	—	—	—		
5 C																—	—	—	—	—	—		
18 B																—	—	—	—	—	—		
16 L																3.9	1.0	1.5	9.0	42.5	48.5		
17 4	本堂															—	—	—	—	—	—		
16 N																—	—	—	—	—	—		
17 2	本堂															—	—	—	—	—	—		
21 7																—	—	—	—	—	—		
20 9																—	—	—	—	—	—		
5 B																(5.0)	0.6	2.6	7.4	44.0	46.0		
19 3																(4.6)	0.5	2.0	7.4	34.0	29.0		
20 12	本堂															—	—	—	—	—	—		
21 10	本堂															(3.8)	1.1	1.4	7.6	58.0	58.0		
21 12	本堂															—	—	—	—	—	—		
21 11	本堂															—	—	1.5	8.2	—	32.0		
20 11																(3.3)	0.2	1.9	8.0	51.5	50.5		
20 13	本堂															(5.0)	0.3	2.4	8.5	59.0	44.0		
8																—	—	—	—	—	—		
5 D																—	—	1.9	9.0	44.5	39.5		
平均																3.5	2.0	2.0	46.3	44.1	28.4	29.4	
																						28.8	30.5

c. 堀の変遷と堀の役割の変化

戦国期の外堀は、鋭角に近い角度で深さが2m以上あることから、防御のために設けられた堀であると言える。内堀はデータが乏しいが、同じ傾向が見受けられるため、外堀と同じ役割を担っていたと推測できる。当時の主要施設(道場か?)は、内堀の近く(現庫裏)にあったと推定されるが、江戸時代のように内堀で囲まれていたかは、今後の調査を待ちたい。

江戸時代後期の内堀・外堀の大部分は、掘削角度が緩やかで皿状を呈し、深さも戦国期ほど深くはなく、もはや防御機能は期待できない。堀の幅は、①戦国期の幅の倍近くある箇所と、②戦国期と同程度の幅の箇所とがある。

防御の役割を果たさなくなった堀が江戸時代以降も存続し続けた理由は、内堀は境内を、外堀は寺内を明示する役割を担っていたからであろう。堀の断面に何度か掘削した痕跡がみられること、外堀の大部分が明治期には埋まってしまうことから、堀の区画溝としての役割を窺い知ることができる。

その中でも特に①の幅の広い堀には、また特別な役割があった。①の範囲は本堂区画に近い場所であり、本堂区画を囲む内堀は①と同時期に新設された堀であることから、これらの堀は、環住後から上昇に努めた本證寺の格式に見合った伽藍にするために整備された。

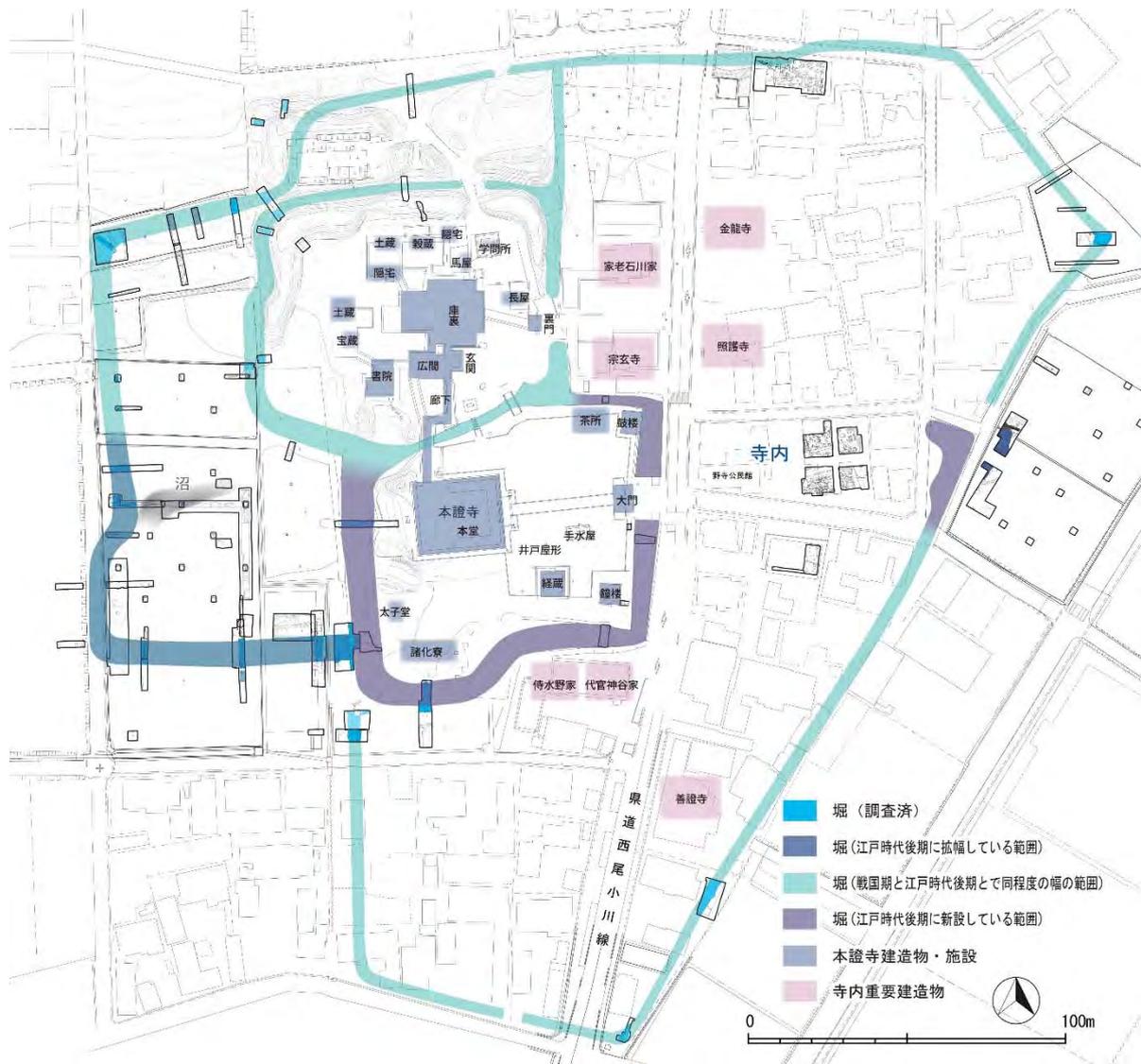


図 3-15 江戸時代後期の堀の整備状況

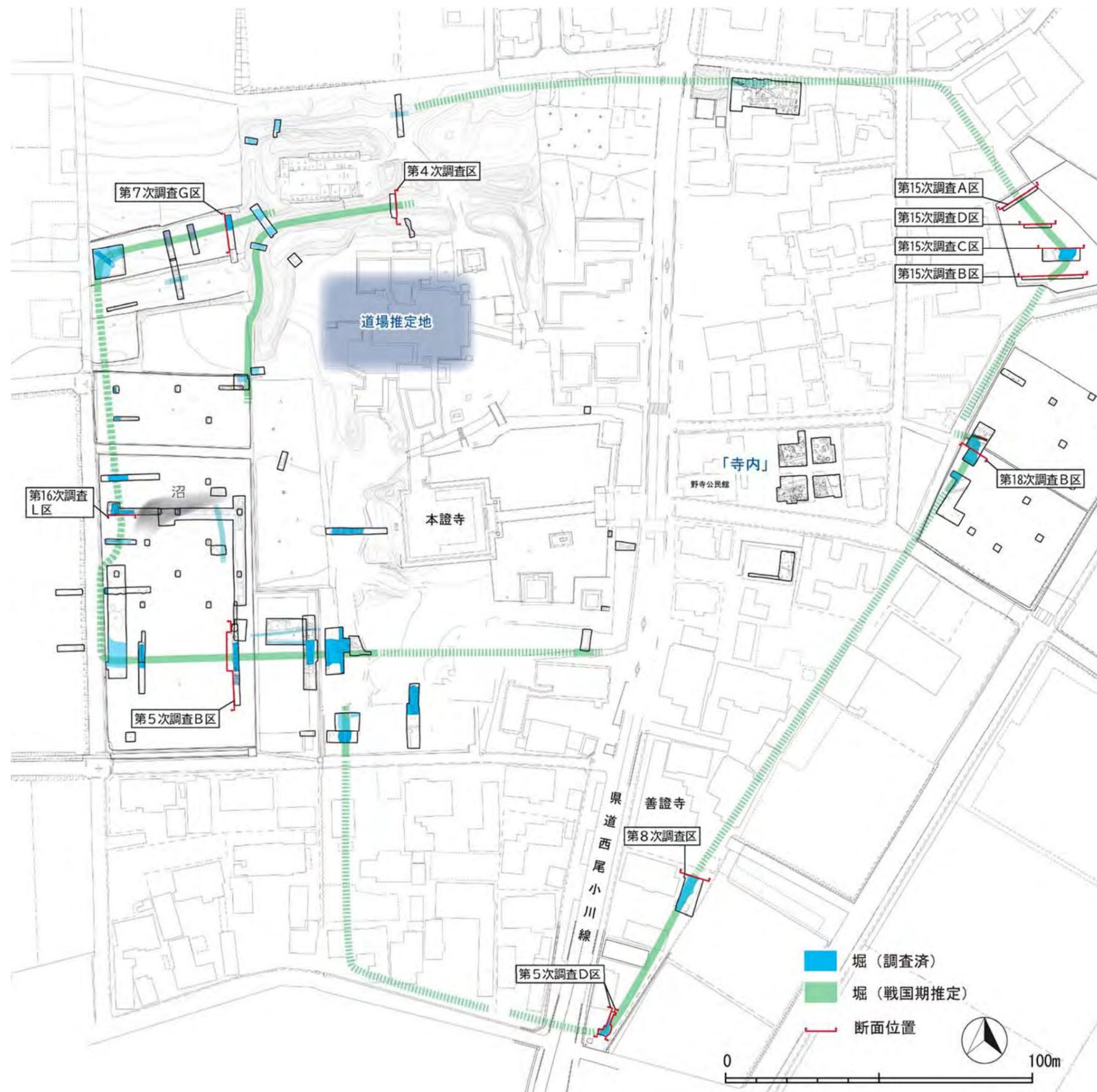


図 3-16 戦国期の遺構と堀の推定位置

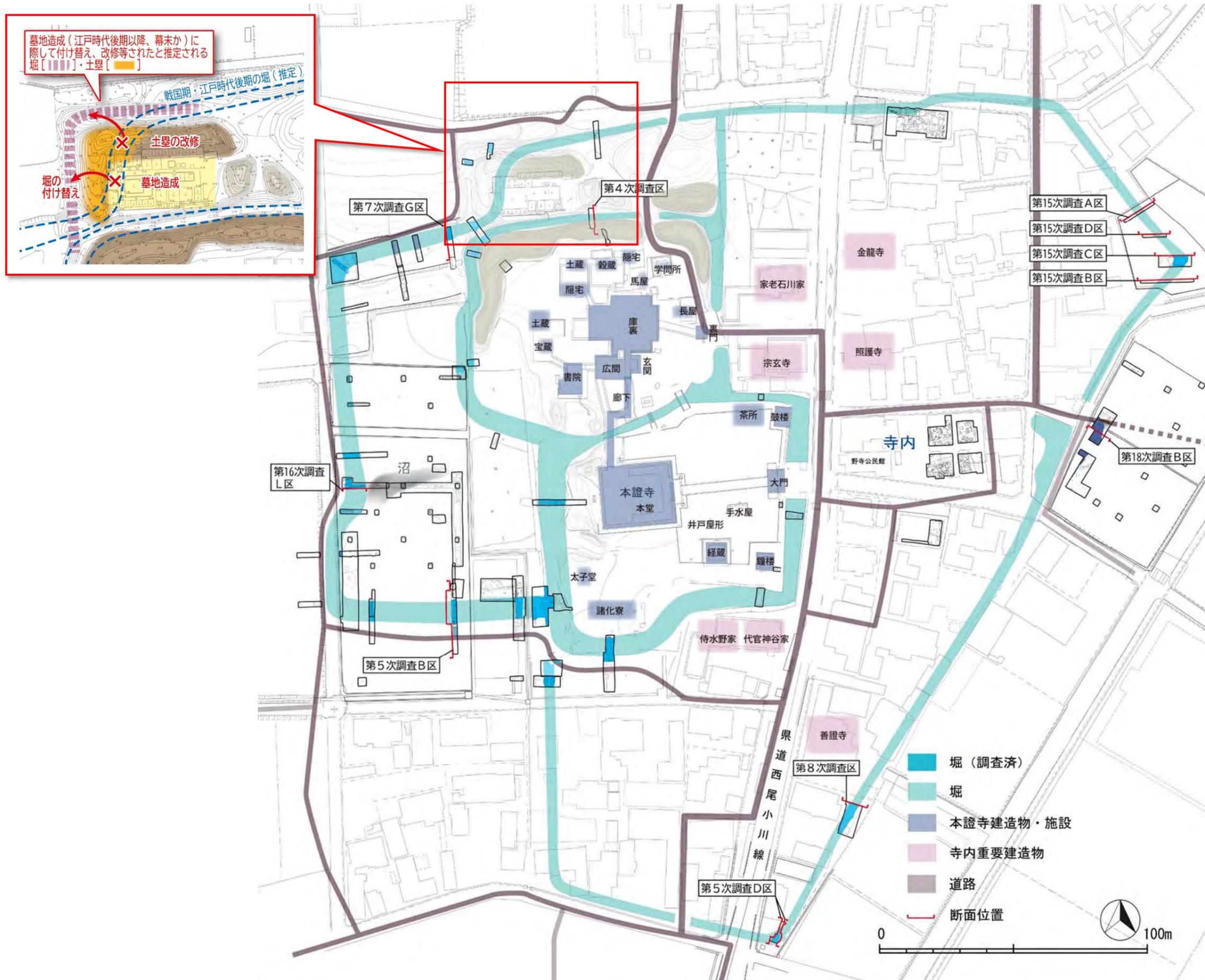


図3-17 江戸時代後期（寛政頃）の遺構と堀の推定位置

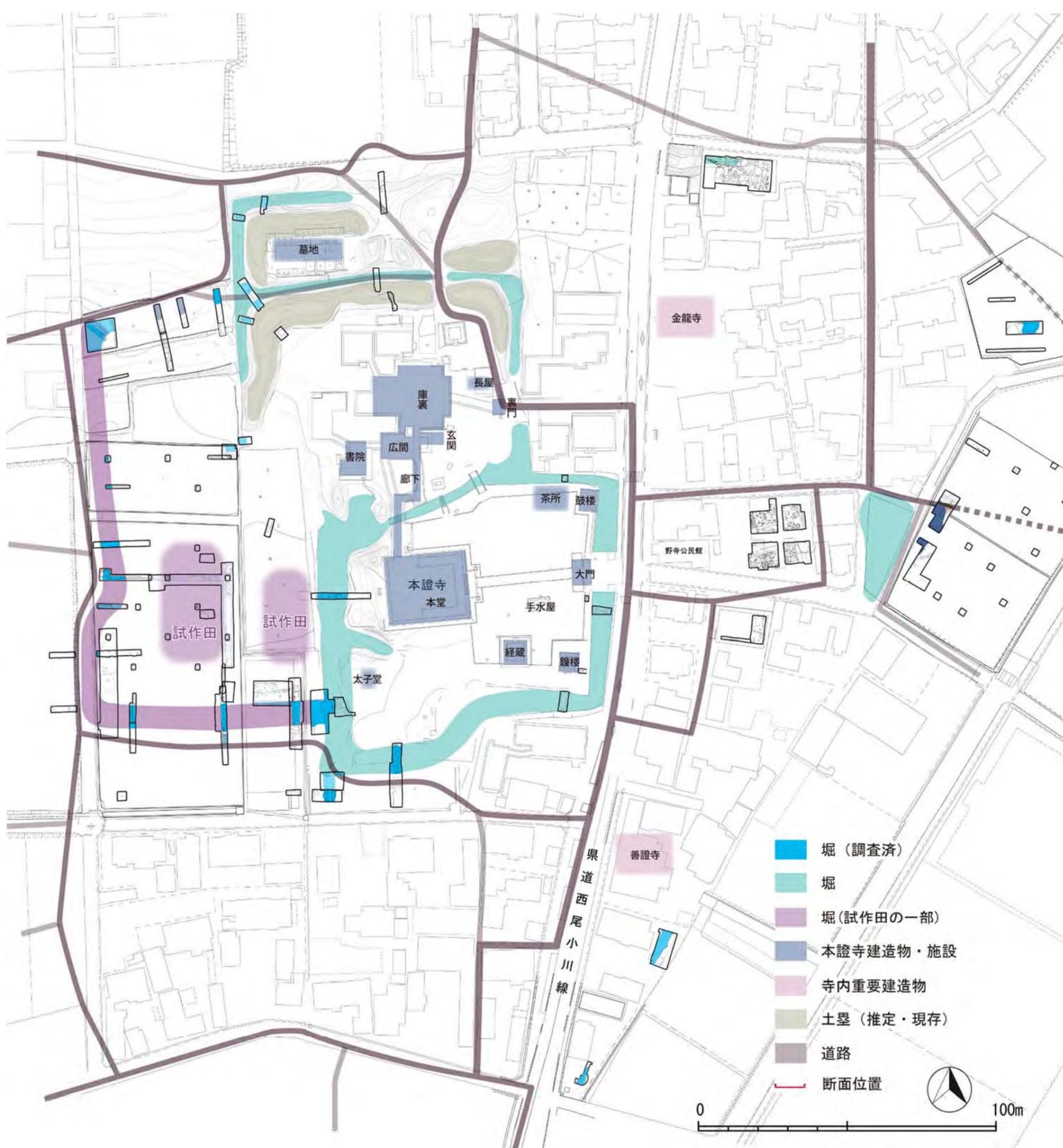


図 3-18 明治期の遺構と堀の推定位置

イ) 土塁

土塁は庫裏の北側に現存する。第4次調査区では、内堀側の土塁裾に厚さ0.6~0.7mの版築による再構築された痕跡が認められた。この整備は幕末に実施されており、この時、内堀側から見た土塁の高さは2.5m程度であった。第19次調査T3、第21次調査T8では、外堀に平行した戦国期の溝を確認した。土塁基部に設けられた排水用の溝である可能性がある。境内側の第21次T1では、版築は見られず、地山から約1.5m土が盛られているだけであった。しかし境内の地山は、土塁が盛られている地山より約1m低く、相対的に土塁が高く見える。土塁の上層は江戸時代後期であるが、下層からは遺物が出土せず、最初の築造時期は不明である。第21次T2では、現存する土塁の高さ約2.4mであった。また、墓地周囲の土塁は江戸時代後期以降（幕末か）の墓地造成に伴い改修されたものとみられる。

現存土塁以外の場所では、第7次G区・第20次T6にて土塁を崩してできたと推察される堆積が確認されているが、土塁が存在したという確証は現時点では得られていない。



第4次調査区 内土塁版築部分



第21次調査 T1 土塁(南から)

ウ) 本證寺の遺構・遺物

本堂区画の調査は実施されておらず、この場所がいつから利用されていたのか不明である。

庫裏区画は、伽藍絵図に茅葺で描かれた隠宅辺りでの調査が唯一である(第1次調査)。井戸跡とみられる土坑から戦国期の土師質鍋類や陶器、多量の中世瓦、宝篋印塔が出土し意図的に埋められたようである。瓦の中には、二次被熱したものがあり、戦国期に罹災した瓦葺あるいは瓦棟の建物がこの周辺に存在した可能性がある。

エ) 寺内の遺構・遺物

a. 角寺(寺中)

角寺は江戸時代の文献や伽藍絵図から4寺あったことが分かっているが、戦国期以前に存在したかどうかは不明である。発掘調査されているのは照護寺の敷地の一部のみである(第2次調査)。戦国期及び江戸時代前期の区画溝が確認されたが、寺の建物に直結する遺構は認められなかった。

b. 百姓家

伽藍絵図に百姓家と書かれた寺内東側は、緊急発掘調査のみで調査面積は少なく、百姓家の実態は不明な点が多い。第9~11・13次調査区は、境内へと続く道沿いに立地する。区画溝と多数

ピットが確認されている。戦国期の区画溝は幅が4 mあり、江戸時代の区画溝よりひと際大きい。また、戦国期の鍛冶関連遺構があり、ふいごの羽口や鉄滓が出土した。江戸時代前期の遺構は少なく、後期になると区画溝やピット等の遺構が数多く形成される。しかし、道を一本南に隔てた第12次調査区はどの時期も遺構が非常に少なく、居住空間としてあまり利用されていなかったようである。北側の外堀に隣接する第14調査区も江戸時代後期以前の遺構はほとんどない。このことから、伽藍絵図にただ単に百姓家と書かれた空間は、一様に人々が暮らしていた空間ではなく、境内正面に近い場所に寺内の居住域の中心地があり、そこから離れると住居はまばらだったと推測される。



第9次調査区西側(南から)



第10次調査区東側(南から)



第11次調査区東側(南から)



第13次調査区東側(南から)

③ 各時代の本證寺境内

a. 創建期～一向一揆以前

本證寺は13世紀末の創建とされるが、これまでの発掘調査が外堀の範囲等の確認を目的としたものが多く、寺内や寺院境内の調査が少ないこともあって、創建期の遺構は未だ検出されていない。遺物では第16次調査P区の井戸跡(SX1)から出土した軒平瓦は、内区に珠文と縦方向の界線(蓮珠文)がある13世紀後半から14世紀頃の瓦で、同様のものが昭和61年(1986)に本證寺墓地周辺土塁から出土しており、創建期の建造物関連遺物として注目される。

本證寺が三河本願寺教団の中心的寺院として発展していく15世紀代の遺構は、前時代同様未検出である。第16次調査P区(庫裏西隣)や第1次調査(庫裏区画内)等において、古瀬戸製品等が比較的まとまって出土しており、創建期以来の伽藍の中心が現庫裏周辺にあったとも推定されている。

b. 三河一向一揆前後

永禄5年(1562)、本願寺蓮如の曾孫にあたる空誓が本證寺10代住職となると、本證寺は三河本願寺教団の中心的立場となる。この頃、松平元康(徳川家康)は西三河の領国化を進めていたが、家康方が寺内への守護不入権を侵したことにより、永禄6年(1563)に三河一向一揆が起こった。

発掘調査では、これら一連の動きを裏付けるように、本證寺境内では16世紀代後葉までの遺構・遺物が急増する。内堀・外堀を掘削した最初の時期は不明であるが、外堀は16世紀中葉までには約45°と鋭角に近い角度で掘削されていたと推測されている(第5次調査B区・D区、第7次調査G区、第8次調査SD1、第15次調査SD1)。第18次調査で確認された戦国期の外堀SD1は、当該地において外堀が戦国期と江戸時代で異なる位置にあったことを明らかにした。

本堂を囲む内堀の調査では江戸時代後期の遺構しか確認されていなかったが、第21次の鐘楼南側の調査(T12)では下層から戦国期に遡る溝が確認され、戦国期の堀が現存内堀と異なる箇所を巡っていた可能性が高まった。

本證寺庫裏周辺の調査(第1次調査)では井戸とみられる遺構から投棄された被熱痕を含む多数の中世瓦や16世紀前葉～中葉を中心とする遺物が出土しており、一揆後の破却との関連も想起される。

寺内の調査では、寛政年間(1789～1801)作成の「本證寺伽藍絵図」にある照護寺とその南東の百姓家にあたる箇所の調査で、戦国期(16世紀前葉～中葉)の廃棄土坑や区画溝、鍛冶関連遺構等が確認されている(第2次調査、第9～13次調査)。

本證寺西側の寺内の調査(第5次・第7次・第16次・第21次)では、建物関連遺構は確認できておらず、戦国期の井戸とみられる土坑や溝跡、時期不明のピット等がわずかに確認されている程度である。また中央部西よりでは戦国期～江戸時代には存在していた沼が確認されている(第16次・第21次)。

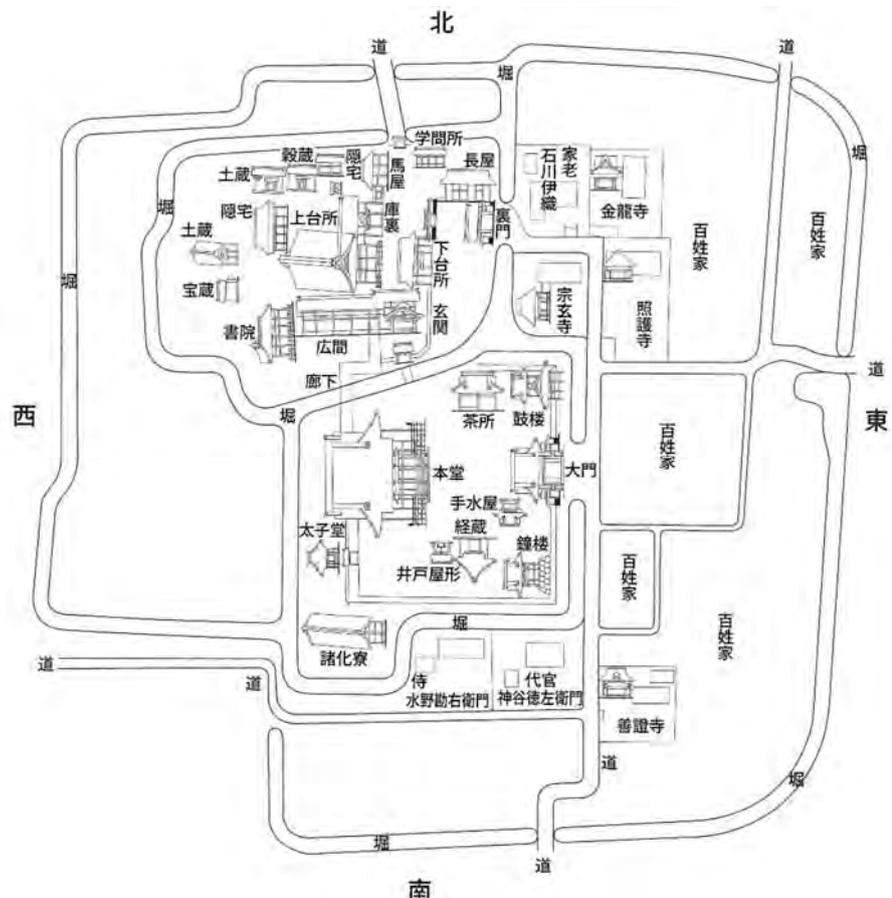


図 3-19 「本證寺伽藍絵図」トレース(北を上にしたもの)

三河一向一揆が永禄7年(1564)終結すると、空誓や僧侶、門徒待たちは家康の領国である三河から追放され、家康によって坊主衆の還住が認められたのは天正13年(1585)であった。このとき家康が発給した黒印状によって「道場屋敷」と「家来卅間」が諸役免除とされ、本證寺に対して道場ならびに「家来」(寺付百姓)の屋敷三十軒分として承認された土地が、「寺内」と称されるようになった。また還住に際し本證寺領の範囲を確約した家康の意向を伝える天正14年(1586)「石川家成書状」で、「堀廻」(外堀内の範囲)は本證寺領であるのは当然のことと記載されていることから、当時外堀の内側が寺領の核、すなわち「寺内」と認識されていたことがわかる。

c. 江戸時代

江戸時代に入ると改めて本證寺領の安堵が行われ、慶長6年(1601)に伊奈忠次により寺領の位置を表示した「伊奈忠次絵図証文」が出された。絵図証文にある「野寺 本證寺」が外堀で囲まれた「寺内」領域を示している。慶長9年と推定される本證寺文書によれば、そのころ本證寺近辺に「はうろく町」と呼ばれた所があり、検地帳と照合の結果、それは「寺内」に存したと判明している。その当時の「寺内」は、少なくともその一部が「町」であった。この絵図証文を元に約200年後の天明5～天宝3年(1785～1832)に成立した「本證寺領・諏訪備前守領相給絵図」には、堀は描かれていないものの、本證寺領・諏訪備前守領の境に、慶長6年の絵図の「北ついち」が「本寺築地」として描かれている。また同絵図の「南ついち」についても、天保2年(1831)当時、実在したことを示す本證寺文書が伝来している。「寺内」を中核として周囲から独立した本證寺領内の景観は、江戸時代を通じて外堀を含め一貫して保たれてきた。

発掘調査では江戸時代を通じて、戦国期に掘削された堀を概ね踏襲した形で残存していたことが確認されている。

江戸時代の本證寺は中本山に位置づけられ、これ

にふさわしい伽藍の整備が進められた。伽藍建造物では本堂が寛文3年(1663)に完成し、宝暦年間(1751～1764)には本堂の修復や内陣が整備され、鼓楼が建立された。本證寺伽藍絵図(1789～1801)には、この頃までに整備された多数の堂宇や、寺内を画する外堀と本證寺周囲を巡る内堀が描かれている。外堀の調査では、上層は戦国期の堀と形状が異なり、出土遺物も18世紀後葉～19世紀中葉の江戸時代後期に限られることから江戸時代を通じて管理ないし再掘削されたと考えられる。絵図にある内堀も堂宇の建立にあわせて整備(再掘削または新規掘削)されたようで、現存する内堀のうち本堂周囲の内堀のほとんどは江戸時代の掘削とみられる。

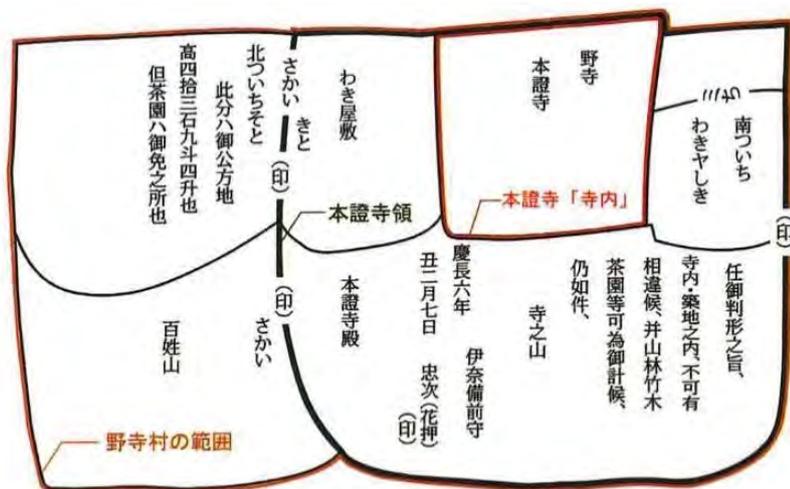


図3-20 「伊奈忠次絵図証文」トレース

(『安城市文化財調査報告書第5集 雲龍山本證寺調査報告書』2014より)

本證寺伽藍絵図にある建造物で、「茶所」「太子堂」「諸化寮」など現存しないものについては発掘調査がなされていないため詳細は不明である。また寺内にあった、「代官」「家老」「侍」の屋敷地や、「角寺」「百姓家」についての調査も多くはない。角寺(照護寺)の調査(第2次)では戦国期の遺構に引き続いて17世紀前半、18世紀後葉以降の溝や土坑等の遺構が検出している。大門東方の百姓家にあたる調査では区画溝等、江戸時代後期を中心とする遺構が確認された。

本證寺の庫裏の北側に残存する土塁については、庫裏北側の内土塁北側斜面の調査(第4次T1)では江戸時代末頃(19世紀中葉)の版築層が、戦時下の防空壕造成壁面の調査(第21次T1)では盛土層とその裾部に近世の溝と整地層が確認された。このことから調査箇所付近の内土塁については、19世紀中葉の寺観整備の一環として整備されたとも推定されている。第4次調査では江戸時代の土塁整備に伴い北側の堀も一体的に再整備されたことが確認された。調査箇所以外の現存土塁の築造時期は不明である。またこれまでの調査では、外堀に伴う明瞭な土塁の痕跡は確認されていない。

d. 近現代

明治期以降特に外堀はその多くが埋め立てられ、耕地や宅地・道路などに転用された。また明治24年(1891)の濃尾地震、昭和19年(1944)の東南海地震、昭和20年(1945)の三河地震によって本證寺の伽藍も大きな被害を受けた。発掘調査でも庫裏北側の内土塁北側や外堀北側からは三河地震被害による大量の瓦溜り(第4次・第14次)が確認されたほか、内堀から出土した多くの近世以降の瓦も地震被害のものを含むとみられる。

庫裏北側の内土塁を南北に貫く道(P53【図3-19 本證寺伽藍絵図】参照)から、北西に分岐する道と、内土塁北側の堀上を通る道が明治期に新たに造られている(【図3-21・22】参照)が、これらの痕跡も調査(第4次、第7次G区、第19次T2)で確認された。

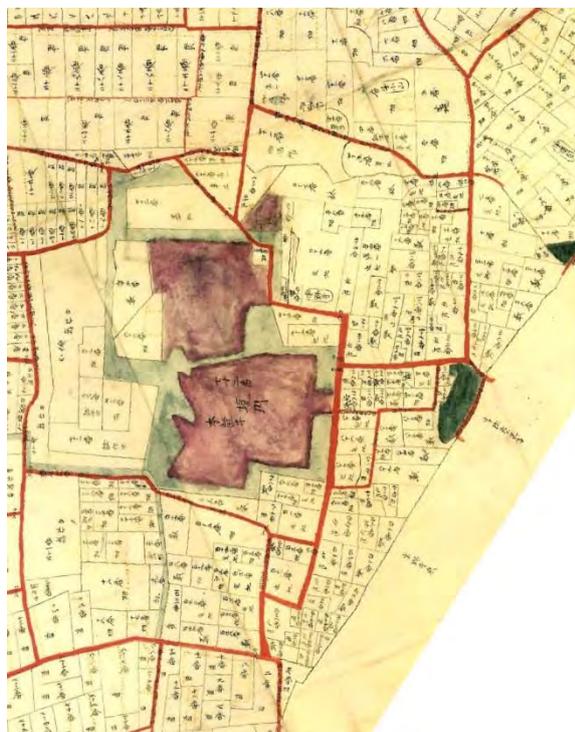


図3-21 明治17年地籍字分全図(部分)
庫裏北側で分岐する道がある

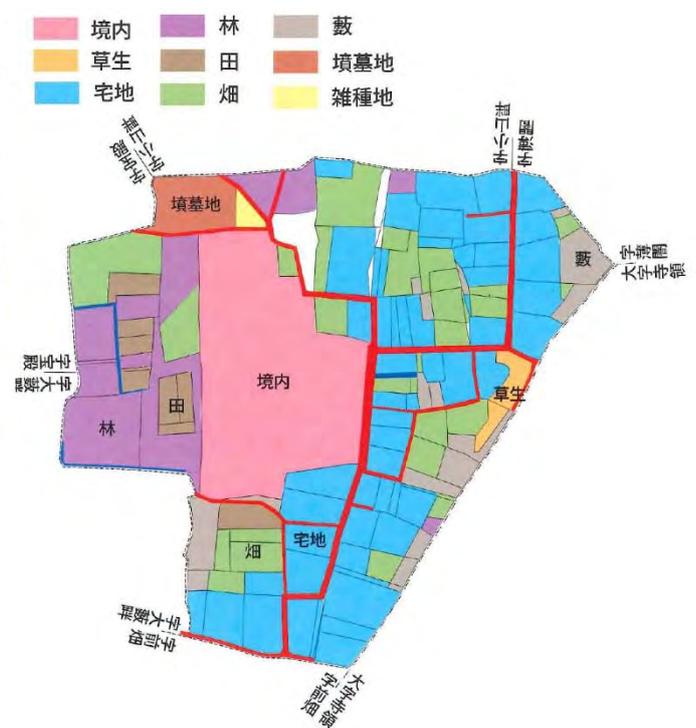


図3-22 明治21年野寺村地籍図による境内地の地目
庫裏北側の分岐する道からさらに東西方向の道がある
(『安城市文化財調査報告書第5集 雲龍山本證寺調査報告書』2014より)

(2) これまでの整備等の概要

本證寺の主に史跡の保存整備に関連するこれまでの経過と、計画地を縦断する県道整備の経過を示す。保存整備の内容は本堂等歴史的建造物の修理が主である。本證寺境内の保存措置は昭和34年に県の史跡に指定され、平成27年に範囲を拡大しての国指定に至る。史跡整備としては標識や史跡説明板の設置を行っている。なお、この間、県史跡に含まれていた内堀の一部が県道拡幅に伴い道路敷となり埋め立てられた。

表 3-7 本證寺境内における史跡保護の経過(県史跡指定以降)

和暦	西暦	内容	概 要
昭和34	1959	保存措置	本證寺境内が「本證寺境内地」として県指定史跡となる
昭和40	1965	保存施設	境内に重要文化財保存施設(宝物収蔵庫)を建設
昭和49	1974	保存措置	境内に隣接する私有地と外堀の一部が県史跡に追加指定される 本堂が県指定建造物となる
昭和50	1975	境内整備	本堂前参道整備、塀ならびに門の復旧
昭和53	1978	保存措置	イブキが県指定天然記念物となる
昭和57	1982	復旧	裏門修理
昭和61	1986	改築	大門大規模改築
平成6～9	1994～1997	復旧	本堂半解体修理
平成9	1997	境内整備	本堂周辺舗装
平成17	2005	保存措置	鼓楼・鐘楼・経蔵・裏門が市指定建造物となる
平成17	2005	災害復旧	土塁崩落復旧整備
平成18～19	2006～2007	復旧	鼓楼解体修理
平成19	2007	境内整備	東側塀復旧整備
平成20～21	2008～2009	復旧	鐘楼解体修理
平成20	2008	保存活用	本證寺境内地保存活用整備基本構想策定
平成21～	2009～	調査※ 環境整備	本證寺内堀環境調査 堀の外来生物駆除とハスの生育環境の整備(経年で実施)
平成25	2013	保存活用	本證寺境内地保存活用基本計画策定
平成27	2015	保存措置	「本證寺境内」として国指定史跡となる
平成27	2015	保存活用	国指定史跡 本證寺境内保存活用計画策定
平成27～	2015～	保存活用	(仮称)本證寺史跡公園のための公有化
平成30	2018	復旧	鼓楼修繕

※発掘調査の概要については、P32_第1節参照

表 3-8 史跡に隣接する県道の敷設経過

年度	西暦	内容	概 要
昭和48	1973	県道整備	県道整備に伴う内堀東側の埋め立て部分の石積擁壁工事
昭和52	1977	現状変更	県道東側の現存空堀部分の道路側石積擁壁工事とコンクリート橋設置
昭和61	1986	県道整備	県道東側の現存空堀部分の歩道橋設置
平成10	1998	県道整備	県道歩道設置(内堀北側まで)
平成20～21	2008～2009	県道整備	県道歩道整備(内堀張出式県道歩道整備)

第4節 史跡本證寺境内の本質的価値と計画地を構成する要素

(1) 史跡本證寺境内の本質的価値

平成28年(2016)に策定した「国史跡本證寺境内保存活用計画」では史跡本證寺境内の本質的価値を以下のように整理・確認している。(以下「国史跡本證寺境内保存活用計画」より一部編集)

◎史跡本證寺境内の本質的価値

1. 歴史の継承

- ①三河一向一揆の中心寺院であったこと
- ②江戸時代における中本山・触頭としての役割を果たしていたこと
- ③「寺内」の伝統が継続されていること
- ④真宗文化の共有により連帯が図られてきたこと

2. 堀と土塁などの遺構群が残存していること

3. 文化財群が継承されてきたこと

4. 自然環境が保全されてきたこと

1. 歴史の継承

①三河一向一揆の中心寺院であったこと

本證寺における約800年の歴史の中で、最も大きな事件が永禄6年(1563)に勃発した三河一向一揆である。徳川家康にとっては、三河統一を果たす画期となった一方、本證寺としては、寺の破却と坊主衆の追放、そして真宗(浄土真宗)本願寺派(一向宗)が禁止されるなど、その存続における最大の危機であった。この危機を乗り越え、現在までその法灯が継続されていることに大きな意味と価値がある。

②江戸時代における中本山・触頭としての役割を果たしていたこと

再興を果たした本證寺は、江戸時代に中本山と触頭という両者の役割をあわせ持つ存在となった。そして、慶応年間(1865～1868)には、200を超える配下・末寺・孫末・寺中寺院を抱え、大きな勢力とともに重要な位置を占めていたのである。また、今日見ることのできる本證寺の建造物群などの景観が出来上がったのも、この時期である。こうしたことから、江戸時代の本證寺もまた、その歴史において重要な位置を占めていたといえる。

③「寺内」の伝統が継続されていること

天正13年(1585)には、一向一揆の赦免が行われた。この時、徳川家康黒印状によって「道場屋敷」と「家来卅間」の諸役免許が認められている。この「家来卅間」が居住したのが、外堀の内側の「寺内」である。江戸時代までの集落の広がりも、この「寺内」に限定されていた。明治期以降、外堀の外側でも居住が始まったが、「寺内」が現在の野寺町集落の原形である。そして、外堀の内側に居住するという「寺内」の景観は、現在まで見ることができる。また、ラジオ体操や本證寺フェスティバル、きょうえんいちといった今日的な形態を示すものなども通して、人々の連帯意識は今日にも継承されている。つまり本證寺の「寺内」は、天正13年以降、現在まで続いているということにその価値の一部を見ることができる。

④真宗文化の共有により連帯が図られてきたこと

こうした「寺内」の人々が共有したのが、本證寺の真宗文化である。本證寺の開基慶円上人の命日である旧暦1月13日(現在は2月の第2日曜日)に開催される法会「おきょうえんさん」は、本證寺特有の伝統行事となってきた。こうした無形民俗文化財もまた、本證寺にとって重要な価値の一つということができる。



「おきょうえんさん」での法要

2. 堀と土塁などの遺構群が残存していること

本證寺の二重の堀と土塁は、発掘調査の結果、外堀の大半は土中に埋没しているとはいえ、三河一向一揆当時の遺構が良好な状態で残存していることが明らかになった。こうした一向一揆に関する遺構がこれほど残存していることが確認された例は、他にはない。また、発掘調査によって、文書資料だけでは解明が難しかった「寺内」の状況も、一部を明らかにすることができている。これら遺構群も、本證寺の価値の一部と評価することができる。

3. 文化財群が継承されてきたこと

本證寺の有する文化財群は膨大である。現在、指定を受けているものは、国3件、県5件、市25件の計33件である。とりわけ、重要文化財の「聖徳太子絵伝」と「善光寺如来絵伝」という優品を伝えていることは広く知られている。今後、未指定の文化財の調査が進み、新たな文化財指定がされることで再評価が行われるものと考えられる。こうした文化財群の存在は、それぞれの時代において、本證寺がいかに重要な地位を占めていたかを間接的に表す証拠といえる。これらの存在もまた、本證寺の大きな価値の一つである。

4. 自然環境が保全されてきたこと

本證寺の価値の広がり、遺構や有形文化財といった、いわゆる物質だけでなく、自然環境や自然を取り込んだ景観にまで及ぶ。それが里山として利用されてきた雑木林であり、景観として本證寺を象徴する内堀のハスである。本證寺周辺の山林の利用は、慶長6年(1601)の段階でまで遡ることができる。また、ハスについても明治32年(1899)の時点では、既に本證寺を象徴する景観として認識されていた。つまり、実際には、これ以前の段階でそうした認識が確立していたと考えられる。これらもまた、本證寺にとっては欠くことのできない価値の一部だといえる。



明治末期の内堀の様子
(郷土出版社『目で見る碧海の100年』より)



内堀北側のハスの現在(令和3年)

(2) 計画地及び周辺を構成する諸要素

計画地は本證寺現境内等が史跡に指定されており、また計画地の大半が史跡と同等の価値を有する地である。ここでは計画地を構成する要素を特定し、その中から①で示した「史跡の本質的価値」を構成する諸要素と、史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(その他の諸要素)、史跡の周辺地域(史跡指定地以外の計画地及び周辺)を構成する諸要素に区分すると以下のようになる。(「国指定史跡本證寺境内保存活用計画」を一部修正)

表 3-9 計画地及び周辺を構成する要素の分類

分 類		時 代	内 容	
史跡を構成する要素	本證寺境内の本質的価値を構成する要素	鎌倉・室町時代	遺構	柱穴等、道場跡(推定)
			美術工芸品・史料	絵画、彫刻、書跡、典籍等
			天然記念物	イブキ
		戦国期	遺構	外堀、内堀、(区画)溝、柱穴・井戸・鍛冶関連遺構等寺内居住関連遺構、道場跡(推定)
			美術工芸品・史料	絵画、工芸品、書籍・典籍等、文書記録類(古文書)
		江戸時代前・中期	遺構	外堀、内堀、柱穴等寺内居住関連遺構
			美術工芸品・史料	古文書等
			歴史的建造物	本堂、鐘楼、鼓楼
		江戸時代後期	遺構	外堀、内堀、土塁、庭園、柱穴等寺内居住関連遺構、茶所・諸化寮・太子堂・手水屋・井戸屋形・隠宅・穀蔵・宝蔵・土蔵・馬屋・学問所・長屋(推定)、家老・代官・侍屋敷建物跡(推定)、角寺跡(推定)、道、築地・木戸(推定)
			美術工芸品・史料	工芸品、古文書、絵図等
			歴史的建造物	庫裏、経蔵、裏門、石垣、石橋・常夜灯等石造物
			無形民俗文化財	「おきょうえんさん」
	自然環境		山林	
	本證寺境内の本質的価値を継承する要素	近代以降	遺構	防空壕
			建造物	大門、水屋、玄関、広間、書院、西座敷、廊下、民家(代官屋敷地内)、石碑等石造物、築地塀
			景観	伽藍配置、内堀、土塁、古道、ハス
			無形民俗	伝承
			自然環境	自生・植栽木
	保存活用に有効な要素	現代	管理施設	史跡標識・説明板
	その他の要素	戦国期・江戸時代	自然環境	微高地・沼
現代			寺院維持施設	住職居宅、宝物収蔵庫、墓地、便所等
現代		公・民有地施設	道路、電柱・電線、民家等、農地	
史跡周辺の構成要素	室町時代	埋蔵文化財包蔵地	大藪畔遺跡	
		自然環境	微高地	
	現代	公・民有地施設	道路、電柱・電線、民家等、農地、用水路	

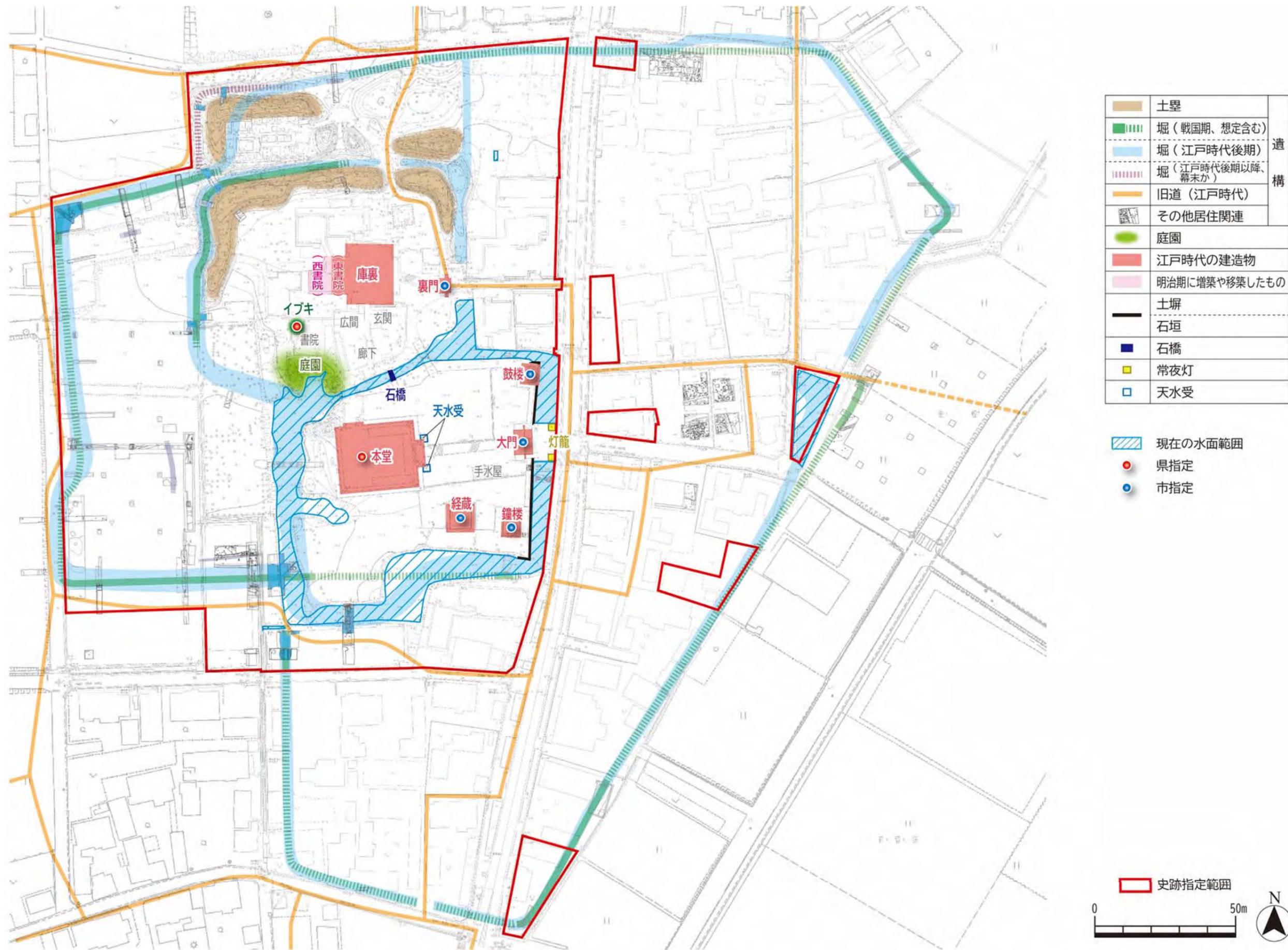
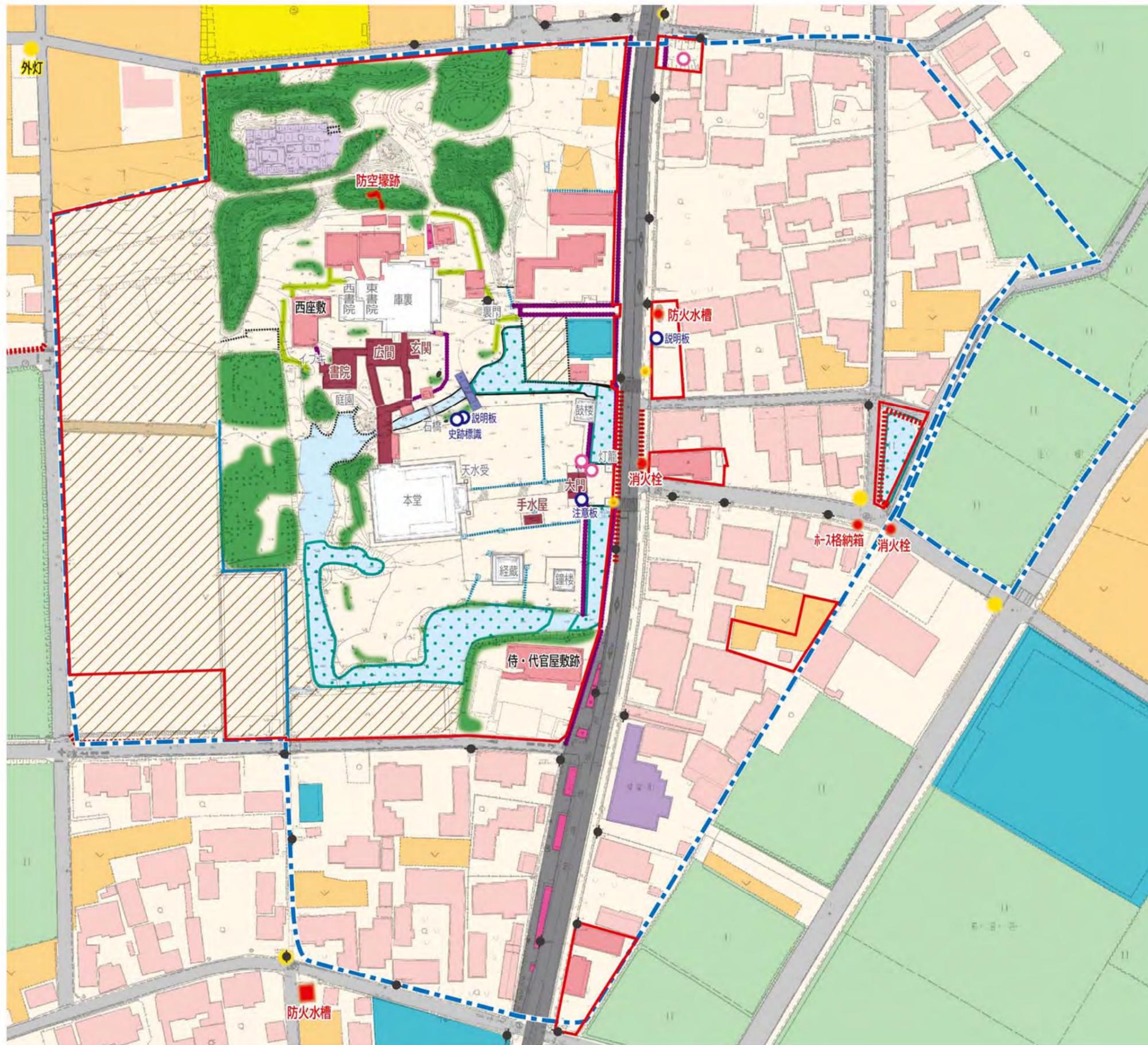


図 3-23 計画地及び周辺を構成する要素 1（本證寺境内の本質的価値を構成する要素）



	防空壕跡
	明治期以降に再建した建築物（従前の建物を踏襲。一部方位の変更あり）
	史跡内の其他建造物
	史跡外の建造物・宅地
	石碑
	石橋（近年のもの）
	石垣・石積
	史跡標識・説明板 遺構説明板・注意板等
	柵・塀類
	生垣
	樹林帯等
	ハス
	墓地
	県道
	市道
	ガードレール
	防火水槽・消火栓
	照明施設
	電柱
	田
	畑
	花壇
	水系
	公園
	工場・業務・商業施設
	空地
	その他

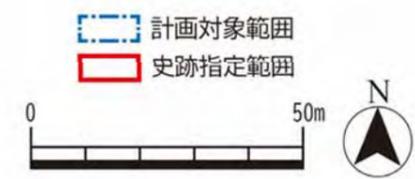


図 3-24 計画地及び周辺を構成する要素 2（本證寺境内の本質的価値を構成する要素以外の要素）

